

第百二回 参議院農林水産委員会會議録第六号

昭和六十年三月二十七日(水曜日)
午後一時三十分開会

出席者は左のとおり。

委員長
理事

北 修二君

高木 正明君

谷川 寛三君

最上 進君

村沢 牧君

藤原 房雄君

岩崎 純三君

浦田 勝君

大城 眞順君

岡部 三郎君

熊谷太三郎君

小林 国司君

坂元 親男君

竹山 裕君

初村滝一郎君

星 長治君

水谷 力君

稲村 稔夫君

菅野 久光君

山田 讓君

刈田 貞子君

塩出 啓典君

小笠原貞子君

喜屋武眞榮君

事務局側

常任委員会専門員

参考人

全国農業協同組合中央会農協青果対策中央本部

中村 嘉一君

安達 正君

日本園芸農業協同組合連合会 後藤松太郎君

全国果樹研究連合会 中川 求君

日本蜜柑缶詰工業組合理事長 竹内 雅明君
香川 大学教授 北川 博敏君

本日の會議に付した案件

○果樹農業振興特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(北修二君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

果樹農業振興特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本日は、本案につきまして、お手元の名簿にございます参考人の方から御意見を拝聴いたしますと存じます。

この際、参考人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、御多忙中のところ当委員会に御出席をいただきましてまことにありがとうございます。

本日は、果樹農業振興特別措置法の一部を改正する法律案につきましてそれぞれの立場から忌憚のない御意見をお伺いいたしまして、今後の委員会の審査の参考にさせていただきたいと存じます。よろしく御願い申し上げます。

それでは、これより御意見をお述べいただきますが、あらかじめ議事の進め方について申し上げます。

御意見をお述べ願う時間は議事の都合上お一人十五分以内とし、その順序は、中村参考人、後藤参考人、中川参考人、竹内参考人、北川参考人といたします。参考人の御意見の開陳が一応済みしました後で、委員からの質問にお答えをいただきます。

いと存じます。

それでは、中村参考人からお願いいたします。

中村参考人。

○参考人(中村嘉一君) まず参考人として、本日の御提案いただいたとおり今国会に提出してあるこの法案に対する見解の結論から、私の方でまず申し上げさせていただきます。

まず、本案は私どもが日ごろを念願をし、また要望しておりましたそのことがほとんど盛り込まれておるように承り、関係者の各位にまずもって改めて敬意とお礼を申し上げます。

さて、そう申ししまえればそれでいいんですが、さういいますと、御案内のようにこの法案を考えるそのときは、去る昨年の四月、山村農林水産大臣がアメリカへ参りまして、農畜産物の貿易の自由化、枠の拡大、そういうことで御協議を煩わし、オレンジが向こう四年間の中に一万一千トンずつ枠をふやして輸入する、そういう問題を踏まえてこの法案の審議をお願いする経過がございます。

この法案の審議をお願いいたしますと、その一部だけ、輸入果実に対する問題が何ら触れられておらないのが現状でございます。そこで、どうか御列席の先生方に、この法案の御審議の中で何とかしてこの輸入果実の調整措置の御討議をまずお願いをいたしたいと思っております。

さて、私どもの今日までの経過の一端を申し上げます。

私たち農業団体は、全国に農水関係団体十九ございまして、それぞれの団体が相寄りまして、この農畜産物の貿易の自由化、そのことを踏まえて農産物の輸入の自由化、枠の拡大阻止という対策本部を中央に設けました。そしてそのことに処してまいりましたが、前段で申し上げますように、昨年の四月におおむね決着を見ました。その決着を見ますと、御案内のようにオレンジの輸入を踏まえ日本の果樹生産者がどのようになるか、そこに

思いをいたしましたので、その対策本部の中に、なおかつ果樹振興法を一部法改正をお願いしてこれに対応するようにと、そういう委員会をつくりましてこのことに措置してまいりました。

御案内のように、日本の農産物は、米麦を初め肉類あるいは鶏卵あるいは蔬菜、ほとんどの重要農産物が需給調整あるいは保証価格制度、そういう制度がそれぞれの品目にございまして、この果物だけは、御案内のように振興方策としての法律はございまして、それをカバーし需給供給のバランスをしくものがなく、なおかつ保証制度そのものがございまして、この機会にその法案の御訂正をお願い、そして他の農産物と同じように保証制度あるいは需給のバランスがしけるような法案にいたしたい、そう考えておりましたところ、幸いにも農水省におかれましては果樹対策の研究会を設けられました、私ども委員会の代表がその中へ参りまして御意見を申し上げ、きょうのこの法案の内容になった次第でございますので、この点も改めてお礼を申し上げます。

さて、私どもがそのように申し上げますと、果物の現状を見てまいりますと、温州ミカンを中心として、あるいは晩かん類、あるいはキウイフルーツ、こうしたものがややもすると需要は減退にもかかわらず取量は増量して、価格も暴落、低迷を来している、そんな現状でございますので、そのことをどうするか、加えて、ブドウや桃あるいはナシ、リンゴ等、そのものもまたそれに引きずられて価格の低迷をいたしておる現状でございますので、そのことを踏まえてみると、どうしてもこの保証制度をお願いする、そういう結果になった次第でございます。

そこで、私どもとしては、本案の需給調整のこの基本構想、それを示していただきますと、全く限らない感謝を申し上げますのが本来でございます。

が、冒頭申し上げましたように、私どもの中で一番の問題が、この引き金となったのがオレンジの輸入問題でございますので、どうかしてこの輸入果実の問題を先生方のお力で原案にならないところをやつていただきたい、こんなふうに考えておる次第でございます。

さて、もう一点お願いをする問題がございます。先ほども申し上げましたように、何らかの形で価格の低減をいたした場合は、その価格保証制度、それを何とかしていただきたいのでございます。旧来、需給調整のバランスを生産者みずからが、乏しい力ではございますが、温州ミカンにおいて、それぞれの品目においてそれぞれが需要と供給のバランスの中で処理はいたしておるのですが、それとてみずからの意思で、法的な根拠もございませんで、なかなかうまくいかない。わずかの金を出して、若干生産を調整する人たちに手伝いをしてみてなかなかうまくいきません。それを何とかして政府のお力で他の農産物と同じようにそのことをしていただきたい、そう願っております。幸いにも本法案でそのことがおおむね目の目を見えようでございますので、改めて先生方に本法案が一日も早く成立するよう、このこともお願いをいたしたいと思ひます。

そしてまたもう一点、生産調整の問題でございますが、私も旧来、みずからの力で生産調整をし、そしてまた努力もしたことが、なかなか私どもの力だけではそのことが及びません。今回、法案の内容を見させていただきまして、農林水産大臣あるいは都道府県の知事さんがその状況に合致して勧告をして、需要と供給のバランスに合わせるようにしていただける、そういうふうなことを考えていただいたので、これもあわせて何とか実現をしていただけて、私も果樹農民が乏しい力では今日までやってきたことに力を添えていただきた、かように思つておる次第でございます。

その次にまた申し上げるんですが、果樹の問題でございます。御案内のように、アメリカ

カや欧州へ参りますと、まず食前になりますと、レストランでジュースは何にいたしますか、そんなふうにしてジュースは食料としてはほとんど外国では使われておる。だが、どうも日本という国は変なもので、食料ではなく嗜好品に近いような考え方をややもすると思つておる。そういう中で、日本のジュースがどんなふうに生産されるか。アメリカのプロリダあたりから参りますと、四百五十万から五百万トンぐらゐりといれるオレンジが、すべてそのままジュースとして生産され食糧に供されておる。だが、日本の果実というのはそうではなく、テールフルーツとしてつくられておる果物という先入感がございますから、市況の中へテールフルーツとして消費に回しておる。そのテールフルーツの価格が下落したり若干多過ぎますと、それを調整弁としてややもするとジュースにつくられる傾向がある。

かてて加えて、近時、生産量が多いものですから、テールフルーツの価格がどうしても思うようにまいりませんので、それがすべてジュースに回つておる現状を踏まえてみますと、先ほど申しましたように、毎日毎日食糧に供するジュースであればコンスタントにこのものが消費されますもので、価格の低減も在庫の心配もございせんが、どうも日本人というのは食料でありながら、どうしてもそれを嗜好品の域を脱しないので、そういう場合には在庫等が大分積み増してきておる、あるいは価格が低減してしまふ。そのことも今日まで等閑視されておつたんですが、今回の法案で何とかこのことも目の目を見せていただきたい。そうしていただかなければ、果樹産業そのものが根本からおかしくなるんじゃないか、そんな考えを持っておる次第でございます。また、いま一遍振り返つてみますと、足腰の強い果樹農業、そういうものもしなやかにならぬのが、御案内のように、日本の果樹農業というものはもうほとんど老齢化して、若い後継者にならぬ困難をきわめておる。かてて加えて、前段で申し上げましたような生産状況、消費状況あるいは経済

動向、そうなりますと、ミカン園は草ぼうぼうの庭園になつてしまふ、あるいは桃畑も草だらけになつてしまふ。そういうものを何とか近代社会の農業を取り入れて資金を投入して生産ができるような方途を考えていただきたい、そういうふうな念願をしております。幸いにも、今回、農林漁業金融公庫のお金等が総合資金として使えるようなお手配を法案の中でしていただける、そのことを考えますと、何とかしてこれこそ本当にそのまゝ実現していただけて、荒廃する老齢園のないよう、そんなことをできるようにお願い申し上げます。たい、かように考えておる次第でございます。

重ねて申し上げますが、本法案は貿易の自由化、梓の拡大、そこに因を發してオレンジの問題からこの法案の作成を私どももお願いを申し、農水省自身も研究会をお開きになつて、本日ここに御提案をいただいたので、どうか国内だけの問題でなく、その引き金となった輸入果実の問題、それを重ねて本委員会の先生方に十分御審議をいただいて条項にお入れいただければ私どもとしては限りない幸せだと、かように念願をしております。よろしく御賛察を賜りまして、私の参考人としての陳述を終わらしていただきます。

ありがとうございます。

○委員長(北修二君) ありがとうございます。次に、後藤参考人をお願いいたします。後藤参考人。

○参考人(後藤松太郎君) 果樹農業の振興につきまして非常な御配慮をいただいておりますことを、厚くお礼を申し上げます。

果実類の消費の傾向は、最近におきましては多品目を少量ずつ買う、そういう傾向でございます。いろいろなものを少しずつ買う、そして総体的には消費は減つております。そういう状況に對しまして生産者の方ではいろいろ対応策を講じておりました、新しい果実、例えばキウイのようなものをつくるか、あるいはまた品種の更新であるとか、リンゴにつきましても従来は紅玉、国

光というようなものが大部分でございましたが、品種の更新をやつて現在は「ふじ」が非常によく売れているといったようなぐあいでございます。また、栽培の形の変化も研究をいたしております。例えばハウスの栽培が最近非常にふえております。ミカンにつきましてもブドウにつきましても、いろいろな果実にまじりましてハウス栽培が進んでおります。ハウス栽培によりまして供給の期間を延ばす、たくさん食べてもらふ時期を延ばすということもあり、またうまいものを供給をする、そうしてたくさん消費をしてもらおうという考えもございします。

そういうふうないろいろな苦勞をしておりますが、しかし消費はだんだんと停滞をいたしておる。いろいろな果物が全部そういう傾向にございします、そのうちでも一番困つておりますのはミカンでございます。何分ミカンは、果実全体の生産量のうちの約半分がミカンでございます。大ざっぱな計算をいたしますと、果実全体で六百万トンございしますが、ミカンが大体三百万トンですから、大体半分ぐらゐりがミカンでございます。したがって、果実の消費の減退による苦勞というもの、一番代表的にミカンがその苦勞をしているといったような状況でございます。

このミカンの生産の過剰に對しまして対策としては、昭和五十四年から五年間、これは政府の予算的な応援も指導も得まして、当時十五万ヘクタールのものをその二割、三万ヘクタールを減らすという計画を立てましてそういう実行をいたしてまいりまして、現在十二万ヘクタール以下になつております。

これはどういふふうにか減らすかと申しますと、まずミカンを伐採をして減らすということも一つでございますが、ほかの果実に転換をするということもございます。ほかの果実に転換をするといひましたし、やはり気象条件もあり、また多く傾斜地でございます。そういうふうな地形の関係もあり、やはりミカンを減らしましてもミカンの仲間であるかんきつ類に、主にそういう方面に

転換をされております。例えばアマナツミカンであるとか、伊予カンであるとか、ハッサクであるとか、ネーブルであるとか、そういうようなミカンの仲間うちでもってそういう転換を図っておる、これが大きいのでございます。したがって、その転換先でありましていわゆる中晩かん類も生産過剰になる心配がある、警戒警報を出しているような次第でございます。

こうしてミカンは減反をやっておりますが、依然としてその心配は解消をいたしておりません。そのために、生産者の中には生産意欲を失ってしまつて放任をする放任園、あるいは捨てづくりをするといったような状況のものも見え始めております。そういうところはとかく病虫害の巣となりまふので、付近の果樹園に対して非常な迷惑を及ぼしているといったような状態でございます。

そして、そういうような状況になりますと、したがって地力が減退をいたします。木が弱つてまいりますので、干ばつであるとか寒さ暑さの影響も受けますので、したがって表年、裏年、こういう隔年結果の傾向が強くなってまいりました。非常に不安定な経営になる。生産者も不安定でありますし、その出荷を受けて商売をいたします市場にいたしましても、またそれを原料にいたしまして加工をいたします加工の関係、すべてが非常に不安定な状態にございます。

現在、果実に対しては、昭和三十六年に制定された果樹農業振興特別措置法というのがございます。それは当時、大いに果樹を植えるようじゃないか、ふやそうじやないかという状況のもとでつくっていただきました法律でございます。したがって、ただいま申し上げましたような現在の状況には合致いたしません。現在の法律はございますが、現在の状況に対して役に立っていないといったような状況でございます。したがって、今回その改正をしていただくということは非常にありがたいことでございます。

また、果実類につきましては価格保証制度がござ

いけません。ほとんど重要な農産物についてはすべて価格保証制度がございまして、果実類についてはその制度がございせん。したがって、生産と需給のバランスを図る、そういうことによって価格が維持される。適正な価格は、生産と需給のバランスを図るという点に外に適正な価格を維持するという方法がございせん。

今回の法律改正によりましては、法律によって長期の見通しを立てる、権威のある見通しを立てる、そうしてそれに従つて出荷なり栽培なりの方針を指示するということでございます。それによりまして生産も安定をいたしますし、需給のバランスがとれるということ、したがって果実の価格もそれによって保証されてくるということに相なろうと思ひます。この需給のバランスを図るということが、非常に重要な問題でございます。

なお、ただいま申し上げました長期の見通し、果樹は永年作物でございますから非常に長期の見通しが必要でございますが、そのほかに単年度の、一年一年の需給の調整も必要でございます。私どもの方では生産出荷安定協議会というのをつくりまして、その協議会において需給の計画を立てております。非常に多いと思われまふ年にはそれを減らすような工夫、そうしてその減らしたものを合理的に、生で市場に幾ら出すか、あるいは加工にどうするか、輸出には幾らを出すかというような計画を立てるのでございます。そういったしまして、そういうような工夫によって価格を維持いたしてまいらるわけでございます。

ただ、そういう生産出荷安定協議会というのは、現在生産者の団体、主として農協の生産者の団体でもってこの協議会を開いております。ですから、この協議会で決めた方針は生産者の団体においてはこれは実行はしてまいります、すべて生産者によって出荷をされているわけではございません。商人系統の出荷もございまして、したがって、安定協議会で立てました計画もやや不徹底なところがございまして、私たちから見ればいわゆるアウトサイダーと申しますか、それが相

当でございます。それが、いつも安定協議会で計画を立てましたときの実行に問題になるのでござい

ます。今回の改正案にありましては、そういうすべての生産、出荷の者を含めてそういう相談をしていく、そうしてそういう相談のできたものについて、必ず実行させるように、そういう責任の団体として指定法人を指定をする、責任を持つ団体がある、そうしてそれを実行しないようなところに対しては法律によって勧告をするということでございます。したがって、したがって私は生産出荷安定協議会におきます計画というものは確実に実行される、したがって価格は適正に維持されるものである、こういうふうに考えております。

この需給の計画を立てる、生産出荷の指導をする、その方針を決めるということとは非常に重要なものでございます。そういうことを法律に盛り込んでございまして、私はこの法律が一日も早く成立をすることを望む次第でございますが、なおこの生産出荷につきましても、いわば外国から入る物、外国の出荷者は自分たちの計画によって出荷をいたします。私から見れば、先ほど申し上げましたアウトサイダーに準ずるものではないであろうかというふうに考えます。私たちがいかに国内の生産出荷を計画的に進めましても、外国の影響によりましてこれが乱されるようなことがあるならば、せつかくこの生産出荷計画も無に帰する、この法律も効力が薄くなるというような点を心配をいたしておるのでございます。したがって、そういう問題につきましても格段の御配慮をいただきたいとお願いを申し上げる次第でございます。

この法案が一日も早く可決されまして、私たちは非常な光明としてこれを望んでおりますので、一日も早い可決成立を希望いたしまして、私の陳述を終わります。

ありがとうございます。

○委員長(北修二君) ありがとうございます。次に、中川参考人をお願いいたします。中川参

考人。

○参考人(中川孝君) 私は、日本一の銘柄と言われます熊本県のマル白ミカンの産地で親子三代にわたりますミカンづくりをしておる、現在では三ヘクタールの経営をしている専業農家の一人でございます。

また、現在、私は日本の果樹農業を担う果樹中核農家が主力となっております組織でございますが、全国果樹研究連合会の会長を務めさせていただいております。本日は、全国八十万農家の代表として意見を陳述させていただく機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

私は、親から譲られた一ヘクタールに四十年に山林を二ヘクタール買ひまして開墾をいたしまして、三ヘクタールのミカンをつくってきたわけでございます。全国的に三十六年の果樹法に合わせまして大変なミカンブームで、千葉県から鹿児島までミカンが植わつたような次第でございます。そういうことがありまして、四十七年には三百万トンの生産量が出ましまして大暴落をいたしました。それから、五十四年度の三百六十六万トンまで温州ミカンが膨れ上がつてまいりましたので大変な安値になりました。私たちの生産費はキロ当たり七十円かかるわけでございますけれども、農家手取りはいい産地で六十円、安い産地は三十円という非常に惨憺たるミカンの暴落になったわけでございます。

また、加工原料といたしましては、五十四年度には百万トンに上る果樹をつぶしまして、農家手取りは二十円ということでございます。こういうことから、我々、国と団体と一緒にしまして、十六万ヘクタール近くありました温州ミカンをどうにか減らそうではないかということで、我が子よりかわいいたのミカン園を伐採をしたり、またほかの品目に改植をいたしまして、そうしていろいろと需給調整に合せて昨年までやってきたわけでございます。面積的には十一万ヘクタールぐらゐの畑まで減らしてまいりましたわけでございます。

しかし、現在でもそのとき植えました木が成園という事でございまして、十五年から三十年ごろの木が一番青年期でございまして、そういうこともありまして、今もって収量が多いことから、潜在生産量はまだまだ過剰の傾向にあるわけでございます。私の園でも一ヘクタールの園を減らすことになりまして、ネーブル、伊予カン、アマナツなどの中晩かに改植をいたしましたけれども、中晩かんは温州ミカンより栽培技術が大変難しくございまして、単収が思うように上がらず、農家経営は今もって大変な圧迫を来しておる状態でございます。我が国の果樹農家すべて、私と同じ傾向にあると思います。

このような産地の実情から、現在では大変後継者が不足な状態でありまして、深刻な問題を抱えております。私の部落でも、いい産地でございすけれども、この問題に関しては最近大分多くなつてきておる状態でございます。昨年の果樹農家の後継者はどうしても二万人は必要だと聞いておりますけれども、とどまった数字は千九百人という十分の一にも満たない減りようだという事を記憶しております。

価格低下につながつた生産意欲の減退は、果樹園の手抜き、それから廃園、そういうものとおわせまして大変地方が落ちてきております。そういうことから自然災害にも、大変落葉いたしました、表年、裏年の格差が大きくなってきております。このような産地の実情を打破するためにも、やはりやる気がある中核農家の育成がぜひ必要と思ひます。そのためには、我々全果連の組織は日園連を中心に県連並びに農協とともに各品目ごとに研修、研究会を頻りに重ねまして、海外の果樹の視察も行っております。今後これらのごことは続けていきたいと思ひます。こういうことが、やがて国際化に対応できる果樹農家の育成、つくることとなつていくことと確信をしておりますが、今後も青年たちが喜んで跡を継いでくれるような果樹産業にするため努力してまいります。さて、政府がこのたび提案されました果振法の

一部を改正する法案は、一部を改正することとしておりますが、その内容は、我々がこれまでお願いしてまいりました国内の需給調整措置に関する限りおおむね満たしており、その意味では全く新しい法律であると申しても過言ではありませぬ。しかし、この法案に関連して、一言私どもが懸念していることを申し上げたいと思ひます。と申しますのは、年々増加傾向にある外国産果実につきまして心配であります。私のようなミカン農家では、先般米の諸外国からの輸入果実の増加によって、将来に対する不安が大変高まっております。経営に対する意欲も減少させる一つの原因になっております。また、法律のことはよくわかりませんが、この法律につきまして説明を聞きまして、外国産果実に対する歯止めが書かれていないようであり、大変不安に思う次第であります。

私は、果樹農家としてその現状や苦勞している点を申し述べましたが、果樹農業に生活をつくる全国の農業者は皆同様の状況にあると思ひます。我々が安心して経営を営んでいけますように御配慮をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。この場をかりまして最後に強調いたします、私の意見開陳を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○委員長(北修二君) ありがとうございます。次に、竹内参考人をお願いいたします。竹内参考人。

○参考人(竹内雅明君) ただいま御指名をいただきました。日本蜜柑缶詰工業組合の理事長をいたしております竹内でございます。

今回の果樹振興法の一部改正に当たりまして、ミカン缶詰製造業者の立場から、若干の御意見を申し述べさせていただきます。まず最初に、日本蜜柑缶詰工業組合の沿革と事業の概要について御説明をさせていただきます。当組合は、昭和三十一年に中小企業安定法、現在いわゆる略称中小企業団法、これに基づきまして輸出向けのミカン缶詰の調整を主たる事業として発足してまいりまして、今日まで三十年に

わたつて我が国のミカン缶詰製造業者の全国団体として業界の発展と安定のための事業を行つてきております。現在、組合員数は百二名でございしますが、そのうち中小企業者が七五%を占めており、農協系の組合員が一八%、その他七%という構成になっております。

それで、最初にかんきつ産業におけるミカン缶詰産業の概略を申し上げます。ミカン缶詰は輸出向けと内販向けとによって構成されておりましたが、その工場の七五%が先ほども申し上げましたように中小企業者でございまして。戦後は輸出主導で発展してきたのでございすけれども、競合国の台頭と昭和四十六年の円の為替変動相場制移行を一つの境といたしまして、為替面等でなかなか輸出が困難な状態になってまいりまして、その後には内販主導型へ転換を図つて今日に及んでおります。現在では輸出が大体二〇%、内販が八〇%というような生産の内容になっております。

次に、最近の缶詰の製造とそれから使用しておる原料について御報告させていただきます。ちょうど五年前の五十五年、これはミカンの収穫が二百九十万トンの収穫があつた年でございす。そのとき缶詰は約九百二十万箱、これは一箱四十八缶入っておりますが、九百二十万箱の生産が行われまして、輸出が約二百萬、内販が七百二十萬というような生産が行われました。これに使用された原料が約三十三万トンでございす。このときの平均の原料価格はキロ三十四円というようになつております。昨年五十八年、このミカンの缶詰が約一千萬箱生産されました。ミカンの二百八十六万トンの収穫が発表になっております。これも約二〇%の二百萬箱が輸出で内販が八百萬箱と、このように生産されてきて、このときに使われまして原料が二十七万トンでございす。このときの原料価格が二十八円でございます。五十九年度はまだ集計が出ておりませんが、ことしの収穫予想は大体二百萬トンというように言われております。この状態から現在の生産状態を推察いたしますと、大体前年対比五五%、約五百五十万

箱程度の生産にことは終わるものと予想しております。輸出は約百五十萬箱、内販が四百四十萬箱というような数字になるような予想を立てております。それから原料でございますけれども、大体十七万トンが使用されるものと見ております。この原料の価格が非常に高騰をいたしまして、前年の約三倍、八十五円ぐらいに本年の場合はなっております。

次に、ミカン産業におけるミカン缶詰の位置づけということでございすけれども、ミカン缶詰に使用されておる原料は、先ほど申しましたように、大体二十五万トンから三十万トンというものが使用されております。比率で申しますと、収穫量の大体九%から一〇%で安定的なミカンの需要を底支えをしてきておるわけでございます。その意味で、果汁とともにミカン産業の発展と安定のために、かんきつ産業への貢献というものは非常にミカン缶詰は大きいというように我々は自負しております。

これは参考まででございますけれども、同じ加工面におきまして、果汁は大体農業団体系でございす。缶詰は専業のメーカーでございす。それに使われる原料の使用量でございますけれども、果汁は大体五十万トンを中心にして使用されておる。缶詰が大体二十七万トンから三十万トンの間で使用されておる。数量的には差がございますけれども、金額的には双方とも約八十億から百億という金額でこの原料が使用されておるわけでございます。

行政指導の目標が生産者に向けられるのは、やはり国情からしてもやむを得ないと思ひます。しかし、加工面における貢献度というものは余り大きな差がないという事を、ひとつ御了承をお願いしたいと思ひます。以上をもつて缶詰の沿革と概況について御説明を終わります。次は、今回の振興法の改正に対する密柑缶詰工業組合としての見解を述べさせていただきます。今回の法律改正の趣旨につきましては承知いた

しております。内容的にはいろいろあると思ひますけれども、果実の生産及び出荷の安定を図るための措置という目的で需要の変動に即応体制をとるといふことは、まことに時期を得た措置と考へております。我々ミカン加工業としては、ある年は増収である、またある年は減収であるといふ繰り返しては安定した生産ができないばかりでなくして、消費の拡大を阻害することにもなりまゝす。加工原料の安定供給は絶対必要でございませう。今回の法の改正には、そういった意味で全く異議はございせん。しかし、需給均衡ということとミカンの生産全体が縮小されることに對して、原料の安定供給という点についていささか一抹の不安を感じ得ません。

この法の改正について、そういった点で二、三問題点を申し述べさせていただきますと思ひます。

ミカン缶詰の製造業は、この原料ミカンの供給なくしては企業は存立しないのであります。従来、とかく行政とその施策にはミカン生産者對策に重点が置かれてゐるとして、加工原料對策が十分にとられてゐるとはいへない点があります。出荷の安定を図るに際しまして、ミカン産業における加工原料の必要かつ重要性を認識していただきまして、この点について何らかの施策を講じて加工業の振興が図られるよう、本法律の運用に当たり十分の御配慮をいただきたいと思ひ次第でございます。

それから、二番目といたしましては、加工原料對する生産者の補給金というものがうたつてございませう。従来からこの加工原料の果実価格安定制度というものが施行されておりました。需給バランスが崩れて一定の価格以下になつた場合には、補給金が生産者に補給される仕組みになっております。しかし、本年のように不足した場合に、価格は高騰いたしました。安定的な操業に支障を来しております。高騰時においてもこの加工原料が安定的に供給されるように、この制度の趣旨に沿つて強力なひとつ運用をお願いいたします。

い、このように考える次第でございませう。

それから三番目に、果実及び果実製品の需要の増進事業についてでございますけれども、果実と果実製品の需要の増進は当然として、今後も積極的に進めようと思ひます。輸出された生果が輸入国においてミカン缶詰に加工され、それが輸出されて我が国の製品と第三国の市場で競合してゐる現実があるわけでございませう。このようなことが促進されますと、我々加工業にとつても重要な影響があります。年間二十五万トンから三十万トンを加工原料として使用してゐる我々ミカン缶詰業にとつて、かんきつ産業の一員としての貢献にひびが入ることになるわけでございませう。まことに残念であると思ひます。それで、輸出の拡大は非常に結構でございますけれども、生果輸出というところに限定をどう策をとつていただきたい、このように深く考へる次第でございませう。

以上の三点をもつて、この果振法に対する意見とさせていただきます。

ミカン缶詰製造業の概要と振興法に対する意見として申し述べさせていただきます。この改正法に對しては賛成をいたしますけれども、問題点として申し上げました三点につきましては、運用面において十分御配慮をいただきまして、加工原料の安定供給がなされるよう意見として申し述べまして、終わりといたします。

ありがとうございました。

○委員長(北修二君) ありがとうございました。

次に、北川参考人をお願いいたします。北川参考人。

○参考人(北川博敏君) 農産物の価格変動を端的にあらわす言葉といたしましてビッグサイクルといふ言葉があります。これは、豚が高ければ農家がたくさん豚を飼う、それが大きくなりましてたくさん出荷されますと安くなる、だから安値が続きますと豚はやめる、そういうサイクルなんです。需要と供給と農民心理を端的にあらわして

と思ひます。

このビッグサイクルは、果樹農業にも当てはまります。昨年まで過剰で暴落しておりました温州ミカンは、昭和三十年あるいは四十年代の前半の好景気のときに大増産された結果であります。昭和四十年代の前半に安値が続いたリンゴが、四十年代の百四十万トンをピークにして減少になっておりました。再び百万トン台に入つてきております。海外でも同様であります。現在、カリフォルニアではレモンの過剰生産で安値が続いておりまして景気がよくなつて、そのとき増産したものが原因になっております。果樹は永年作物でありまして、このサイクルの幅が非常に長く、十年あるいは二十年になります。一たび過剰生産時代になり価格の低落が始まりますと、農家の困窮は非常に長いものになります。果樹農業では、長期の需要に見合つた生産誘導が何よりも重要だと思ひます。

すべての農産物は天候その他による豊凶があります。果樹は豊凶の差が著しいという宿命を持っております。一年生の作物ですと、その年に終わりますが、果樹の場合は何年も続きます。したがつて、長期の生産誘導に加へまして短期の需給調整が必要になります。短期の需給の調整をするものとしては、アメリカのマーケティングオーダーというものが有名です。これは、農務長官が任命した生産者、出荷業者から成る委員会が生食用の出荷量を決めると、全生産者、全出荷業者に対する農務長官の命令となるものであります。命令でありますから、違反すると処罰されます。我が国でも、ミカンが暴落しましたとき、日園連などが中心になりまして出荷制限をたびたび試みましたが、商売の人たちに対する規制がないもので実効が上がりませんでした。このアメリカのマーケティングオーダーも同じようなことがありまして、全生産者、全出荷業者を規制するよう構成されたものであります。しかし、現在このマーケティングオーダーを我が国に設けるのは

種々の困難があり實際的ではないと思ひます。

まず、現在アメリカでも非常に消費者からの反對が問題になっております。アメリカは、さきに申しましたとおりレモンが過剰生産なのですが、スーパーなどへ行きますと非常に高く売られております。一例を申し上げますと、八一年、八二年度にカリフォルニアのレモンは八十五万五千トンの生産がありましたが、その四三%の三十六万四千トンだけを生食用に出荷してあります。五七%の四十九万トンは加工用に回つたわけですね。マーケティングオーダーは生食用だけしか出荷を認めないわけですね。ですから、加工用に回らざるを得なかった。このとき、アメリカの場合は樹上価格、果樹園上の価格で果樹の価格をよくあらわすのですが、加工用の場合は一キロ五十三円ぐらゐになつております。ところが、加工用にしたものは木の上の価格でマイナスイニ、つまりそれをとりましてジュース工場へ持つていくだけで赤字になつておるわけですね。そういう状態なんです。それを消費者が知りますと、我々は高いレモンを無理やりに買わされてゐるといふことになりまゝす。そういうふうな問題になりまして、それが続きますかどうか、いろいろ今もめております。そういうことがありますので、それよりも出荷協議会や安定基金協会の強化、商売の人たちも含めて出荷調節ができるようなそういう工夫が要るだらうと思ひます。

昨年の十二月と本年の一月に、フロリダ、テキサスで大寒波が襲ひまして、かんきつはここ数年は原料不足がございませう。私、昨年の夏フロリダに行つてみましたが、約四万ヘクタールが枯れ木園になっております。その一部枯れ木園がこの一月の寒波で再び枯れまして、恐らく四万ヘクタールは枯死すると思ひます。しかし、ブラジルなどの中南米の大増産で、長期的には過剰生産がみであります。

昨年七月、国際柑橘学会がブラジルでありまして私も出席いたしました。そこでかんきつの経済についてのシンポジウムがあつたんですが、将来

の過剰生産が非常に心配されております。その過剰生産のときどうするか。オレンジのジュースその他、オレンジを食べない国はたくさんあるけれども、そのような国は大抵金がない。現在、オレンジを比較的食わなくて果汁も余り飲んでない日本、ここには金がある。そういうわけで、日本に消費増を非常に期待しております。加えて、ミバエの防除に対する技術の進歩が進みまして、日本に対する海外の果実の輸出攻勢は強まる一方でございます。日本の果樹園、特にリンゴあたりは、植物防疫法でコドリガという害虫が外国のリンゴの産地におるものですから、そういう法で守られているところもあるわけですが、防除法の技術が進みますとそれができなくなります。そういうことがありますので、需給の調整には輸入果実も加えることが必要で、何らかの国境調整が望ましいとは思いますが、この点につきましては、国内外の諸情勢を踏まえて、広い視野に立つ政治的判断によるべきであらうと思ひます。

一方、需要と供給を安定させますことは、果樹農業の活力を失わせ、小さくまとめてしまふという危険性があります。果樹農業を發展させるためには、消費の拡大を図らねばなりません。現在、果樹農業停滯の最大原因は果物の消費の減少であります。

昭和四十年代の好景気によりまして日本人の果物の消費はどんどん伸びまして、昭和四十八年、一人当たりの年間購入量は五十四・六キログラムまで伸びました。ところが、四十八年の後急落しまして、五十六年三十八・七キログラム、実に一人当たり十五・九キログラムの八年間に減つております。幸い、五十七年、五十八年は横ばいになっております。この十五・九キログラムに日本人の人口を掛けますと、百九十万トンにもなります。一方、この十年間、日本人の消費支出が二・三倍になっております。このうち食料の支出は二・〇倍、つまりエンゲル係数は減少の傾向にあります。これはいたし方ないと思ひます。しかし、果物への消費支出は一・六倍です。わずか一・六倍にしかたつており

ません。しかし、お菓子は二・二倍になっております。これは菓子業界がどんどん新製品をつくりましてじゃんけんテレビで宣伝をして、それに果物が負けてしまったことによるものだろうと思ひます。

この結果、砂糖の過剰採取をたらし、国民、特に子供の健康は著しく損なわれていると思ひます。菓子も果物も糖を含みます。しかし菓子は酸性食品です。体内でカルシウムを消費します。最近、子供の骨が簡単に折れると言いますが、これはその一つの原因じゃないかと思ひます。私はその方の専門家ではありませんから余りはっきりしたことは言えませんが、その結果、子供の情緒が不安定になって、校内暴力あたりも菓子のとり過ぎだと言ふ人もあります。果物はカルシウム、カリウムを多量に含みまして、これはアルカリ性食品であります。血管を補強する高血圧に有効な成分もありません。最近、最も恐れられているがんを予防する成分もたくさん含んでおります。そういうことで、果物の消費を伸ばすことは国民の福祉の上からも非常に望ましいことであります。

日本農業の弱点はたくさんあります。しかし、強いところはただ一つ、品質がよければ高い金を出して買ってくれるという一億二千万人の人口、それをすぐ横に持っている、そういうことだと思ひます。今後の日本農業は、その強みを伸ばす方向に進むべきであります。果樹園芸の發展は、まさにその方向でございます。

日本人はど果物を愛しむ国民はあります。結果といたしまして、日本人はど果物を高い金を払って買う国民もありません。果物屋さんというのがあるのは日本だけです。一流の商店街に果物屋があるのは日本だけです。日本人の果物観というのは独特です。さきにも申しましたように、お菓子は果物を同一視して使います。嗜好品と思ひて使うわけですね。贈答品にも使います。果物を贈答に使うのは日本人ぐらいです。大体、外国人が日本にやってきてましてホテルに泊まりまして、立派な果物屋があつて高く売つてゐる。これはうちの裏に生えているオレンジも日本へ持つてきて売れば

高く売れるんじゃないかと、そういうふうにも思ふんですけれども、非常に独特です。しかし、この狭い傾斜地で高い人件費をかけた果樹産業が成り立っているのは、消費者が高い金を出して買って、喜んでゐるわけですね。それを愛しむんです。ね、そういう日本人がいてからだろうと思ひます。日本の果樹農業の發展には、そういうすぐれた果物をたくさんつくる、そういう一つの文化だろうと私は思ふんです。日本人の果物に対する文化だと思ふんです。そういうものを育てるといふことも大事です。

しかし一方、これだけでは日本人の果物の消費量は大きくはふえませんが、果物の消費量を増大するためには、欧米型の果物観の導入が必要で、欧米では果物は生活必需品です。現在、一番たくさん果物を食べますのは地中海諸国の国です。そこは大体水質が悪い、水が飲めない、それで果物をかじるわけです。非常に乾燥しております。大体日本人の四倍ぐらいは食べているんですね。今、世界で果物の生産が一番多いのはブドウです。これはほとんどブドウ酒にされます。あれも、ブドウの水をかめの中に置いておいたら発酵して酒になった、そういうところからきております。

それと、もう一つはやはり栄養です。カリフォルニアは、御存じのようにオレンジとかレモンの大きな産地です。しかし、これはもともとカリフォルニアに砂金目当て、金鉱目当てに採掘にやってきました。御存じのとおりカリフォルニアの夏は半沙漠です。そういうところをパンぐらい持つて走り回つておりますから、ばたばた死んだんですね。これは壊血病です。しかし、それがたまたま、オレンジあるいはレモンを持っていつてそれをかじつたら死ななかつた。そういうことから、もちろんそのころは壊血病がビタミンCによるといふことがわからなかつたんですけれども、そういうことから、レモンあるいはオレンジが一個一ドルの金貨と交換になったというんです。そういうことであつたと植つたわけで、栄養ということを外国人は非常に重視してゐます。

こういう欧米型の果物観の導入には、果物が健康によいという教育とともに、安く供給できる努力が必要であります。日本型の果物観に加えて欧米型の果物観を持つようになりまして、我が国の果樹園芸は大きく發展すると思ひます。

海外の人たちは日本人ほど高価な果物は買ひませんので、果物の輸出は容易ではありません。日本の自動車はアメリカでは結構高いんですけれども、すぐれているから買ひます。ところが、外国人は、果物の場合は立派だからといって買ひません。ですから容易ではありません。しかし、日本の果樹農家も、輸入攻勢におびえるだけでなく、輸出によって需要を伸ばすということも考えるべきであります。

日本人に次いで果物を喜ぶ、あるいは高い金を出して買ひますのは東南アジアの人たちであります。東南アジアの人たちはお金持ちもたくさんあります。こういう人たちは、落葉果樹を非常に喜びます。特にナシですね。暑いときのナシは非常にいいものですね。こういう努力をすべきだろうと思ひます。

また、近年、アメリカでも品質のよいものはかなり高く売れる傾向があります。実は私、去年の夏カリフォルニアのサンキストに行きました。ちょっと話してくれと言つたので、これでアメリカは十四目になるけれども、毎年来てみると、だんだんいい果物は高い値段がついてゐるじゃないかといいました。サンキストもそのとおりだ、その傾向があるというのを言つておりましたけれども、そういうことがありますので、アメリカへの輸出も不可能ではありませんし、伸びると思ひます。そのためには、植防上の交渉あるいは調整、輸送の研究も必要であります。

この法律で需給を安定させることは、日本の果樹農業として非常に重要なことだろうと思ひます。しかし、その前提といたしまして消費の拡大が必要であることを、特に強調したいと思ひます。以上です。

○委員長(北修三君) ありがとうございます。以上で参考人の方々の御意見の開陳を終ります。

す。
それでは、これより参考人の方々に對し質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○村沢牧君 私は社会党の村沢牧でございます。

参考人の皆さん方には、きょうお忙しいところ御出席をいただきまして、ただいままで貴重な御意見をいただきましてありがとうございます。

【委員長退席、理事合川寛三君着席】

これからの法律案審議に大いに参考にさせてもらいたいというふうに思っておりますのでござい

す。
そこで、最初にお伺いしたいんですが、

この法律案を出す背景、それについては、昨年の日米農産物協議の結果、何とかして輸入対策を講じなければならぬ、そういうことが大きな原因であつたというふうに私も思っておりますのであります。したがって、この輸入問題については、きょう御出席の参考人の皆さんそれぞれ御意見を

持っており、特に全中の中村本部長さん、あるいはまた日本園芸農業協同組合連合会会長の後藤さん、あるいはまた果樹研究会の中川さん、それぞれお述べになったところでありますが、特にその中で私は、輸入問題に關してまず後藤さんにお伺いしたいんです。

温州ミカンが晩かんに転換をして、そして晩かんがずっと伸びてきたわけです。しかも、四年か五年たつと、さらにこれが最盛期になる。そのころは、昨年の日米農産物協議で合意をしたオレンジの輸入の枠が最大限になる。したがって、晩かんも大変大きな問題になってくるのではないかと、思いますが、この輸入問題に對して、どうすべきか、国家に對してどういふことを要請されるのか、そのことをお伺いしたいわけなんです。

それから竹内参考人にお伺いいたしますが、今まで温州ミカンの過剰の調整弁としてミカン果汁が大きな役割を果たしてきたというふうに思うんですが、それに対して、今度オレンジの輸入の枠の拡大は、これまた皆さん方の企業あるいは

また仕事にも大きな影響を及ぼすのではないかと、いうふうに思いますが、この輸入についてどのようにお感じになっておられるのか、あるいはまたそれに対して政府として、国会としてどういふふうに対応すべきであるのか、そのことをひとつ御意見を聞かせ願いたいと思います。

それから、北川参考人にお伺いいたしますけれども、いろいろと外国の、特にアメリカの果樹問題等について御高説を拝聴いたしました。ブラジルがオレンジの大増収というが、大きくやっておるわけですね。これがもう日本に与える影響は極めて大きいというふうに思いますが、ブラジルだけでなくアメリカの圧力はさらに強まってくるんですが、先生はこの輸入問題について国内の調整措置も難しい面もあるというふうなお話があつたんですけれども、今後どういふふうな日本に對して、三點というか御三人の方々にまずお聞きをしたいというふうに思います。

○参考人(後藤松太郎君) ただいまの村沢先生の御質問でございますが、輸入がだんだんとふえてまいります。これは昨年の四月に日米間でもって決定をいたしました数字でございますが、私もこれは大変残念なことである、日本の果樹産業に對して非常に大きな影響を与えるものであつて残念であると思ひましたが、しかし決定してしまつたものではあります。私たちがいかに反對いたしましてもこれは入ってくる。入ってきますが、これは現在のところ売り手市場になつておりまして向こうの考え方でもって左右される、もっと買手市場として日本の方が、買手手が強くなつて、そして価格にしろ数量にしろまして、数量は年間決まっておりますが、向こうの都合のいいときに持つてくるのじゃなくて、こちらの端境期があれば端境期に入るといったようなこと。先ほど温州ミカンの市場調整について申し上げましたが、非常に緊急な場合に、ミカンがたぐさん出てくるような場合に臨時に出荷を止めたようなこともございます。そういうような苦勞をしている

ときにもし向こうが入ってくるようなことになれば、これは全く我々の努力は無になつてしまふ。したがって、そういうような緊急事態に對しては、その年の全体の数量は決まっています。緊急事態に對してはやはり何かの処置を講じていただきたいと思ひます。

それともう一つ、先ほど北川先生からもお話しございましたが、向こうが非常な干ばつ等でもって品質の悪いものが出ております。それからマーケティングオーダーでもっていいものを向こうへ、市場へ出している。くずは加工が日本へ出すというふうなことになるというのと、くずものの投げ売り市場になつてしまふというふうなことで、ですから、全体の数量といたしましても決まつたものでやむを得ないといつたしましても、なおかつそこには悪い手市場として日本側がもっと強く悪いものは悪いと言ふような立場をとる必要があつたと思ひます。そういうような緊急の事態に對してやはり法律的に何かをお考えいただきたい、こういうふうなお願ひを申し上げた次第でございます。

○参考人(竹内雅明君) ただいまの村沢先生の御質問でございますが、輸入が増加すればやはりそのバランスをとるためにある程度の調整が行われるかもしれないといふことについては、我々も一抹の不安を感じます。そのためには消費拡大策をとつていただきたいと思ひますけれども、我々としては全体がその生産の調整で少なくなるといふことには對しては、やはり加工原料もそれに伴つて少なくなつていくといふような状態が予測されます。この点につきましては、安定的な供給というこの法の運用によつて十分支障のないような方向でひとつ運用をしていただきたいというふうに考えます。

○参考人(北川博敏君) ブラジルのことでありますが、ブラジルはこゝ一、二年は前から、アメリカを抜きまして世界第一のかんきつの産地になつております。これはほとんどオレンジでして、

九五%がオレンジ、五%が残りです。

まず、規模が大きいんです。昨年の七月、国際柑橘学会がありまして、ブラジルの政府の人からブラジルの話があつたんですけれども、ブラジルにも小農が多くて困るというふうな話がありました。一体、小農というの幾らぐらいかと聞いてみますと、六十ヘクタール以下は小農だと言つておられます。非常に大きいんです。私も学会で見学に行きました農家は三千三百ヘクタールです。それを一戸でやっているわけですね。約千五百人の人を雇つておるんです。その品質も非常にいいのでびっくりしたんですけれども、非常に大規模です。去年はちょっと干ばつぎみでありましたけれども、自然条件は非常に恵まれております。

それから、現在果汁を中心に栽培している産地はフロリダとブラジルです。カリフォルニアもアリゾナも、あるいはテキサスあたりも生食用をつくつておるわけですね。日本も生食用が主体です。ね。ブラジルとフロリダは果汁を中心にやっております。オレンジの場合、ブラジルではその七五%を果汁に搾つております。それを世界に輸出しているわけですね。これは多分フロリダのオレンジのやり方のまねをしたわけですから、過剰生産になりまして在庫がいっぱいになつたとき、いつもフロリダに寒波が襲ひましてフロリダは需給のバランスが崩れるわけですね。大体ブラジルがもう過剰生産でつぶれるようになったところ、神風が吹いたと、そんな格好で三遍ほどそういうことがありまして世界一になつたんですが、先ほど申しましたように、一昨年の十二月、ことしの一月、フロリダは寒波が襲ひましたし、そういうことでまだどんどん植わつておるようですね。

国際柑橘学会でもそれが非常に心配になりました。将来非常に過剰生産になるんじゃないかと。ブラジルは遠いものですから、生果の輸出は南アメリカあるいはヨーロッパにはやっておりますけれども、世界に広くは輸出して、果汁の方の輸出ですね、もう恐らく日本の九五%以上もその

ブラジルの果汁が来ております。日本の産業にとりまして、果汁は一番弱いと思います。まず輸送が、ああいう押って五分の一濃縮で持っていりますから非常にコストが安い。腐ることもない。ブラジルの方で、今ほとんどタンクローリーでブラジルの果汁を輸送することを始めております。それでタンカーをつくっています。専用のタンクローリーで港まで運び、それから専用のタンカーでヨーロッパ、アメリカに持っていきつております。そういう状況で、ほとんど輸送コストを低くしております。日本の多いのは温州ミカン、晩かんなんですけれども、これは果汁としてはやはりオレンジに負けると思います。

そういう意味で、非常に品質の面からも、品質は温州ミカンは生食用には世界一のかんきつなんです。マンダリンタイプとしましては世界一のもので、これは思いますけれども、果汁にはそんなに向いておりません。缶詰は非常に立派なものができます。私が初めてアメリカへ行きましては昭和三十三年だったんですけれども、あのころは日本からいろんなものを輸出しておりましたけれども、日本の輸出製品の中で一番すぐれたものはミカン缶詰だったんです。そういう状態ですが、いいものができますけれども、果汁の方はオレンジの方より品質が劣ると思います。そういうことで、将来非常にブラジルの影響は大きいと思います。

以上です。

○村沢牧君 それぞれ御答弁をいただきましたが、それではまた、それぞれの参考人に個別の問題についてお伺いをしてまいりたいというふうに思います。

まず中村さんにお伺いいたしますが、輸入国境調整措置をとれ、とってもらいたいという強い御要請をいただきました。私もそのことは承知をいたしておるつもりであります。

そこでお伺いしたいことは、日本の果樹あるいはこの法律を見ても、ややもすればミカンに重点を置いた法律ではないか、こう言われる向きもあ

るんです。中村さんは全中の全国的な果樹を対象にしている方でございますので、そこで落葉果樹について生産安定あるいは保管だとか消費拡大、いろいろあるでしょう。気になるでしょう。これについてどのようにお考えになっていらっしゃるのかということ、これが第一点。

それから、この果樹の法律による振興方針には十二の種類の指定をしておるわけですね、現在。これ以外のものはこの基本方針にも載らないし、果樹法の適用にもならない。従来の経過を見ますと、何回かこの指定をふやしてきたんですけれども、今後どういうふうにしたらいんだというようにお考えを持っていられるか。あるいはその中で、こういうものはやはり基本方針の中に入れておきたいというふうなものがあつたら、お聞かせを願いたいと思います。

それからもう一点は、やはり法律によって特定果実を指定をして、そして経営が苦しくなった場合には生産調整だとか、最後は補給金を出すということになっていきますが、これは特定果実は省令によって決めることになるというふうに思いますが、全中としては現在の状況の中で、どんなものがやっぱり特定果実に指定すべきものというお考えがあつたらお示しをいただきたいと思ひます。

もう一点でございますが、この特定果実については、同時に後藤参考人にもお伺いしたいというふうに思ひます。

それから、次は輸出の問題ですけれども、消費拡大をするためには日本の果樹の輸出ということも考えなければいけません。全中でも、あるいは日園連でも取り組んでおられるというふうに思いますが、これについてはどういうふうにお考えになっていらっしゃるし、また今後ともどういう対策をとっていらっしゃるのか、これは後藤さんからもお伺いしたいと思ひます。

以上四点について、大変恐縮でございますが、私の持ち時間も決まっておりますので、簡潔にひとつ御答弁いただきたいと思ひます。

○参考人(中村嘉一君) 第一点からお答えを申し上げます。

まず、落葉果樹についてどのように考えるか。その前に、私は肉でもそうだが魚でもそうだが、サケがあればサケを食べるが、イワシがあつてもそれは別に食べるというわけにはいきませんもんです。サケ、魚を食べるときは全体のバランスの中で食べようと思ふんです。サケも腹いっぱい食べてイワシがあればまた別に食べられるもんじゃない、こう思つております。今ミカンが偏ることはわかりますが、全体の果物のバランスの中でまずこのことを考えなければならぬ。

こう思つて、落葉果樹もそのような中で、先ほど後藤さんからミカンの端境期にオレンジを入れたらどうか、その意見もございましたが、私が見るところでは、落葉果樹が一般的に入つたらそれと同じことになってしまうので、全体のバランスの中で物を考えなきゃいけないし、そういうふうな落葉果樹は取り扱つてまいりたいと私は思つております。全体のバランスの上で物を考える、まずそういう一点に絞らせていただきます。

それから品目は、特定品目と申されましたが、私自身は今後の中に、まず入っているもの、今特定品目と言われている以外にもキウイフルーツあるいはその他の問題も若干もう即刻考慮しなきゃならぬじゃないかな、こういうふうにお考えをわけてください。あわせてまた、今後全体の生産の中からその品目を順次状態に合はせてふやしていかなければならぬのではないかなと、こういう見解を持っております。

それから次に、輸出の問題でございますが、私自身昨年アメリカへ参りまして、ちやうど鳥取の二十世紀が出ておりました。アメリカへ参りましてジャパンフェアに参りましたら予想外な人気を博しておりましたので、その面を踏まえて私どもはもう一遍洗い直して、果物を輸入するどころか、日本の果物をもっと輸出する方向に全力をかけて考えるべきだと、こう思つております。

【理事合川寛三君退席 委員長着席】

特に二十世紀などは非常に好評があつたことも、この機会に申し添えたいと思つております。

以上、三点について御答弁いたしました。

○村沢牧君 今、御意見をいただきましたが、お話がありましたように、果樹のこの法律による振興方針によって十二の種類の果樹が今決められている、それをふやしていく、またいかなければいけないというお話でわかりました。

もう一つ、私はこの法律で果実の生産及び出荷の安定に関する措置、つまり補給金も出すと、それを特定の果実として指定をしてやるんだということですね。現在の状況でこの特定果実に指定すべきものだと思うものが、お考えがあつたらひとつお聞かせ願いたいと思ひます。

○参考人(中村嘉一君) まず、中晩かん類なんというものはすぐやらなければいけないんじゃないかなと、こう思つております。また、リンゴ等についてもそんなふうにお考えをしております。

○参考人(後藤松太郎君) 特定果実でございますが、この改正される法律のうちで早速取り上げていただくのはミカンであらうと思ひます。ミカンが先ほど申し上げました事情にございしますもので、ミカンを早速取り上げていただく。あとはたくさん品目がございしますが、落葉果樹におきましては必要なものは順次取り上げていただきたいと思つております。

それから、輸出につきましても、やはり何と申しますか統制的な秩序ある輸出が必要であらうかと思ひます。これはもう競争でもってばらばら輸出をしようとしたらまずい、オフアアがこちらから向こうへ、買手の方へオフアアが乱れ飛びますと、いずれが本当の価格であるかと向こうが迷いを生じまして、せっかく発注したのも、先のは高いからやめようじゃないかというように取り消したりするような状況になると思ひます。それとまた、生果物は輸出の時期が短く限られておりますので、一たん海外の市場を崩してしまふと、ほかのものと違つて市場が立ち直る余地がございせん。そのシーズンはだめであ

る、そのシーズンがだめであるというだけじゃなく、その品目はもう危険であるというふうに思われますと、輸出がもうそれでだめになってしまっています。したがって、輸出につきましても秩序のある輸出が必要であらうかと思ひます。

それから輸入につきましても、先ほど申しましたように秩序のある輸入でございませんと、同じ数量が入りましてもそれはもう混乱をいたすようでは困ると思ひます。輸出入とも秩序のある貿易である必要があらうかと思ひます。

○村沢牧君 ありがとうございます。

重ねて後藤さんにお伺ひいたしますが、先ほど御意見の中で、やっぱり需給の長期見通し、あるいは単年度見通しも立てなければならぬというお話があったんです。

そこでお伺ひをするんですが、この果樹振興基本方針は六十五年を見通した長期計画を立てているんですね。それによりますと、ミカンには六十五年度で三百五十三万九千トンという生産目標を立てている。しかし、御承知のようにそんなにできて消化ができません。最近では三百万トン割っているわけですね。この生産量というのは、今後オレンジ果汁の輸入枠を拡大するんじゃないか。ことを考へると、さらに生産が下回るといふことを考へると、私は六十五年を見通したこの政府の長期計画というのはこれは今じゃだめだ、変えなければいけないと、私はそういう見解を持っています。参考人はどのような御意見を持っていますか。

それからもう一つです。いろいろとお話がありましたようにハウスマカン、こういうのもだんだん生産が上がってまいりましたが、これなどまた全国各地でやるようになると大変なことになりませんが、長期見通しというか、これらに対するお考えがあったらお聞かせ願ひたいと思ひます。

○参考人(後藤松太郎君) ミカンの長期の見通しでございしますが、六十五年には三百五十四万トンであらうというかつてそういう見通しが出たことがございしますが、お話のとおりこれは非常に多過

ぎると私たちも考へておりまして、現在、果樹審議会で見通しの問題を取り上げていろいろと審議をいたしております。やがてその見通しも発表されるのではあるまいか、それを期待をいたしております。

それから、ハウスマカンの見通しでございしますが、現在のところは非常に好調でございしますが、しかしこれが好調だからといってやたらにふやせば、これは相当投資も必要でございしますので、やはり綿密に市場を調査しながら慎重にふやしていくべきであらう、こういうふうに考へております。

○村沢牧君 ありがとうございます。

大変恐縮ですが、もう一点だけ後藤さんにお伺ひしたいんです。温州ミカンが転換して晩かんがふえてきた。そこで、そのことはいかというように思ふんですが、ところが市場なんかを見ますと、必ずしも昨年度はよくなかったというところで、すね。そうすると、やっぱり晩かんなんかもやがて何か過剰になつてくるような兆しが出てくるのではないかと思ひますが、市場の価格等を見てどういふふうにお考へになるでしょうか。

○参考人(後藤松太郎君) 中晩かんの問題については御指摘のとおりでございまして、今までは非常に好調に歩いてまいりましたが、そろそろこれは警戒警報が出ております。慎重にこれも見通しを立てて対処すべきものと思っております。楽観は禁物というふうに考へております。

○村沢牧君 ありがとうございます。

次は、中川参考人にお伺ひいたしますが、大変立派な経営をされておつて心から敬意を表するところでございします。ぜひ頑張ってもらいたいというふうに思ひます。

そこで、参考人もお話がありましたし、参考人は随分大きな面積をやつていらつしやるんですけれども、この法律の目標の中にも中核農家を育成をしていくんだということが言われていまして、私もそのことの必要性は認めますけれども、しかし日本の果樹生産を見ると○・三ヘクター未満

のものが六〇%もおるわけですね。一体この小さな農家というのを、兼業農家ですね、今後どういふふうにか考へていったらよろしいのか、規模拡大は一方ならぬことと思ひますが、この間のことについて御自分の経験も踏まえて御意見をいたしたい。

それから、やはり消費を拡大していくためには消費者のニーズにこたえていく、そのためには品質の向上も必要でありましようし、また安全対策というか、そういうことも必要であらうというふうに思ひますが、生産者としてはこの消費の拡大、消費者のニーズにこたえていく、そういう面でどのような御配慮をなさつていらつしやるか、そのことが二点です。

もう一つは、農業災害補償法がございしますね。果樹も入っているんですが、なかなか全国的に言うところ加入率が非常に低いわけなんです。そして、果樹の災害補償についてはいろいろな意見もあるわけですが、生産者としてこの果樹の農災についてどのような御意見を持っていられしやるのか、またはどういふふうにか改正すべきだという御意見があったらお聞かせを願ひたいというふうに思ふんです。

以上、三点についてお伺ひします。

○参考人(中川求君) 第一点の小規模経営の方々の動きでございしますけれども、○・三ヘクター未満なんかに至る果樹だけでは食べていけない状態がございまして、この人たちは何かやはりほかから農外収入をもつて生活をしておる状態がございします。それで、今そういう人たちの中に非常に産園が多く見受けられてきたというのも実情です。条件的にいい条件を持った果樹園は、経営面積の大きい方々が国の資金を借りて購入をしておるといふのが実情でございします。それで、今後ははつきり小面積の方々はやはりミカン経営をやめていける方向に向かわれるのではないかと、いうことを私たちは考へております。

それから、二番目の消費者のニーズにこたえる果物づくりでございしますけれども、これは全くい

ろいろな最近の工業製品とあわせまして果樹も新しいものでないか売れないような時代になっております。そういうことから国の試験場並びに県の試験場あたりにも非常に品種の改良にはお力添えをいただいておりますけれども、農家個人でも校変わりやら、そういった種をまいて自分でうまいミカンやらリンゴをつくるように努力をしておりますけれども、やはり消費の量を伸ばす意味におきまして、我々がつくる生産量が多くなつてもそれだけのものがはくというところでございしますから、非常に改植事業におきましては、温州ミカンにおきまして、最近青島温州やら大津四号、そういうたコクのある、一個食べたらずそれを食べたくなるようなものに農家は改植をしておる状態がございします。それで、ここ四、五年いたしますと、今の十一キロが少なくとも十三キロぐらいまでは上がるように国内のミカンをひとつ持つていこうではないかというのが、我々農家の努力しておるところでございします。

三番目の災害の問題でございしますけれども、最近非常に干ばつとか、それから冬になりますと異常寒波が参りました。南の国でも昨年は大変な雪害でハウスが押し倒されまして、ようやく金を借りて建てましたミカンのハウスが一晩のうちにべしんこになつてしまつて、十アール当たり三百万ぐらひ皆無になつたというところがいっぱいあるわけがございします。それとあわせて、露地物にいたしましても、マイナス五度以下に下がってまいりますと大変な不作に見舞われるような状態がございします。そういうことから、ぜひ我々農家といいたしましてもこの果樹災害を健全なものにしていただきまして、そういう災害が来ても安心して果樹がつくれるような方向に、ぜひこの災害につきましてもお願ひを申し上げたいと思ひます。

○村沢牧君 ありがとうございます。

大変恐縮ですが、果樹災害の加入について、これは全中さんにお聞きしたいんですが、皆さんにも御指導いただいているところでありまして、何とかやっぱり加入率を高めていくことも、この災

害制度を維持していくために、実際災害に遭った皆さんを救済するためにも必要だと思ふんです。今度災害の改正法案も出るんですけれども、全中としてはどういふ御指導をなさっているのか、どういふふうにお考えになつてゐるのか、御意見あつたらお聞かせ願ひたいと思ひます。

○参考人(中村嘉一君) まず制度ですが、米や麦は強制加入をさしていきまからこれは問題ないんですが、果物に關するときは任意加入として制度をつくつてある。だからもう一点経験がなかつたのか、最初は若干うまくいかなかつたのかしらぬが加入率が非常に悪い。私も自分の県へ歸りまして、なかなか農家の皆さんに理解をしていただけぬ点が多々ある。それは制度そのものにも若干の疑問がありますが、旧来、どうしてもあの制度というのはいかに強制力でもない加入しないという考え方が多いんですね。だからどうしてうまくいかない。だから私は、何か法律を改正して、政府である程度金を出してもいいから、さしあたり強制加入でもする方途を選んでいかなかつたら、なかなか私も一生懸命指導してもうまくいってないのが現状であります。今後とも、せつかつくつたものですか活用の方へは持つていきたいと思ふんですが、現状を踏まえてみると、何らかの強制制度がなければこれ以上なかなかうまくいかないんじゃないか、そのように考へております。

○村沢牧君 ありがとうございます。次に、北川参考人にお伺ひしたいんですが、先ほど御意見の中で果樹の消費についてお話があつたんですが、お話がありましたように日本の果樹の消費は欧米諸国に比べて低いわけなんです。その中で、日本の食生活の欧米化が進行してきたので果樹はもっと伸びるよという人、いやそうじゃない、このくらいが限度だという人があるんですけれども、先生はどのようにお考えになつていらっしゃるのでしょうか。そのことが一つ。

もう一つ、家計費の調査で見ますと、所得の低い階層で生鮮果実の購入量が少ない。これはいろいろの調査で出てゐるわけですね。所得の多いほどやっぱりこういう果物を食べる層が多い。このことをどういふふうにお考えになるのでしょうか。私は、つまり家計における可処分所得の伸びが低いところに原因があるんだ、果実だけだとお申し上げませんが、やっぱり個人消費をふやすよいうな国としても経済政策、経済運営をしていかなければ、ただ果実だけの問題ではありませぬけれども、すべての農産物なんかについても言えることではないかというふうに思ひますが、先生はどのようににお考えになつていらっしゃるのか。二点について御意見をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○参考人(北川博敏君) 昭和四十八年から果実の消費量が減つてきました。一番大きく減つてゐるのは温州ミカンあるいはバナナなんです。ね。あるいはスイカあたりも減つております。比較的安い果実が消費が減つております。案外伸びておりますのは高い果実なんです。そういう意味で、日本人の果実観というものは、やはりまだ、日本は野菜が非常に豊富にありまして、日本人は野菜の消費量はもう世界一ぐらい多いです。野菜が豊富にありまして、四季が、冬もそんなに寒くなくて十分入ります。それからいろんな栽培にも努められてゐますし、そういう意味で果実の栄養その他に關する関心が低いんだろと思ひます。欧米では、むしろ野菜よりも果実の方が手軽に入るわけですね。特にヨーロッパあたりは寒いところが多いので、冬は野菜が手に入らない、果物だらけだつたらある程度貯蔵できる、そういうところからあります。やっぱり果実観が大分違ふ。そこが大きい影響を起してゐるんだと思ひます。

もちろん、二番目におつしやいました、所得が多いほどそれは高いもの、現在あたり高い果物を食べて喜ぶ、そういうものが日本の果物観になつておりますから伸びますが、やはり一つは、結構お菓子も伸びておりますし、子供のおやつのお菓子が非常に多いんですけれども、それを果物に変えるというふうなことは果物にとつてもいいこと

ですし、教育なりPRなり、そういうことをすれば私はもつとも伸びると思ひます。○菅野久光君 きよは、本当にお忙ひのところを大変貴重な御意見をいただきましてありがとうございます。日本の果樹農業は、いへば生産と需給のバランスの關係でいつも大変な状況に置かれて、生産が過大になると需給の關係でもうだめだということ、で、せつかく皆さん方が育てたものを切つて今度で、別なものに転換していかなきやならないということ、で、しかし、別なものに転換しても実際に実がなるまでは何年かかるわけですね。そういう意味で、常に脅かされてきたのが果樹農業ではないかというふうに思ひます。

先ほどから村沢委員の質問にもございましたけれども、昨年の農畜産物の交渉で、何だかんだ言つてもオレンジの輸入の枠の拡大というものが決まつてしまつた。そういう中で、日本の果樹農業を守つていくということは、これは大変なことになつていくというふうには思ひます。いよいよこれは現実的になつてきてゐるわけでありまして、それだけに、これからの日本の果樹農業を守つていくためにということで、今度の果樹法の一部を改正する法律案ということになつたわけでありまして、私はこれとても、本当になかなか大変なことではないかなというふうに思ひますが、今までの日本の農業の方向を考えたときに、一般的にはEC並みとか何とかいうことをいろいろ言われておりますけれども、やっぱり、国際競争力をいかにつけるかということがどうなんだということで、常に経済界などから言われてゐるわけですね。我々も枠拡大、この委員会でも反対をいたしました。やつたけれども、結局外圧に負けて輸入の枠を拡大するやうな結果になつたわけ、そういう意味で今後の日本の果樹農業を守つていくためには、もっと何か抜本的な方策というものを講じていかなきやならぬのではないかなというふうには思ひますけれども、率直にひとつ、きょうおいでになつた皆さん方お一人お

一人がどのように考へておられるのか、その辺を、非常にこれはマクロな話になるかも知れませんが、お伺ひしたいなというふうに思ひます。○参考人(中村嘉一君) まず、先生のお尋ねですが、日本の果樹農業をいかにして守るか。もちろん、今、先生から御発言がございましたように、日本ばかりでなく、外国も生産が向上すればまた外圧が来るかもしれない。それならもう困るんで、第一番に、外圧が来るのをこの法律の中で、これ以上来ないやうな制度を何とかつくつていたきたいというのが、まず第一番のお願いでございます。理由のいかんを問はずに、この法律の中でこれ以上来ないやうにまとめてもらふとまず困ります。これが第一前提でございます。

ただ、その言つてしまつて、よそから聞かれたとき、うちがどうなるんだと言われまして、私どもとして、今の日本の農業構造を何とかして改善をし、もちろん公庫の金等の総合資金も出していただいて農業構造の改善をするんですが、いよいよ進んで、水田と違ひまして、ミカンにしてもまさに耕して天に至るやうな、あの段々畑でつくらなきやミカンがとれないというその現状もございまして、その農業構造を、私は専門家がやないからそれ以上わかりませんが、何とか農業構造を改善して、この社会構造の中で果樹産業ができるやうな方途を農水省みずからでもつくつていただかない限りこれは守つていけない、この二点を考へております。

以上です。○参考人(後藤松太郎君) 国際競争力の問題でございますが、これは現在、オレンジ等については数量の制限、いわゆるIQという制度でやつておられます。これはぜひとも今後とも続けていただきたいと思ひます。IQを続けるということは堅持していただきたい。しかし、IQを堅持いたしましても、なおかつ先ほど申し上げましたやうな向こうの売り手市場でございますから、向こうから殴り込んでくる場合がございまして、そういう緊急

な事態に対処する方法を考えていただきたい。これはもう今回の法律改正のときに、ぜひともそういう点もお考えいただきたいと思うわけでございます。

それから、それぞれの向こうの特徴があるフルーツが参りますんで、多品目少量買いの傾向というものが、やはりこれはその傾向は崩せないと思っておりますが、我々もそれに対抗していいものをつくっていく、いい品種を見つけて、なおまた、いい品種でいいときにそれを採集していい状況で消費者の口まで持っていく。ですから、採集から消費まで、輸送、保存というような点まで私どもは研究をして、うまいものをうまい状態で持つて食べさせるということまで検討、研究をして、目下その努力中でございます。

○参考人(中川求君) 昨年の今ごろは我々農家も大変心配をしておったわけでございますけれども、四月あのような結果になりました。数カ月を過ぎたわけですが、何か農家では、昨年までのあの騒ぎがちょっと沈滞したような感じでございますけれども、心の中では非常にまだ残つておるのが実情であります。それで、国際的に勝つように、我々は大変品種改良なり、それからいろんな経費を落とすなり、生産経費を落とすなり、そういうこともやるわけでございますけれども、やはり三年後の問題が出てまいりますと、本当に農業の壊滅につながるから、果樹農業の壊滅につながるような気がいたしますから、やはり今度のこの機会にぜひ歯どめ策をお願いを申し上げたいと思っております。そして、やはり安定してつくれるような日本の果樹産業の方向を導いていただきたいと思っております。

○参考人(竹内雅明君) 我々は原料のミカンがなくては企業が成り立ちませんので、輸入が拡大をされて日本のミカン産業というものが弱くなつてまいりますと、これはもう加工業としては非常に大きな打撃を受けるわけでございます。それで、もうこれ以上やはり輸入によって果実生産が減らないような方法を、ひとつこれは考えていただきたい

たいと思っております。

それから、我々自身としてはこれにどういうふうに対応するかということですが、やはり製品消費拡大ということを考えざるを得ないと思っております。従来は缶詰はやはりインドア商品でございますけれども、これをアウトドア商品に転換を現在図っております。果実缶詰では、今日本では大体二千三百箱ぐらいのものが生産されておりました、そのうちの約半分がミカン缶詰でございます。

そういう意味で、消費の問題で大いに消費宣伝を行ひまして消費の拡大を図る、啓蒙を行う。今までおやつで使用されていたものを料理の面に使用していただくとか、そういった面での啓蒙を現在続けて、これに対応しようとしておるわけでございます。

○参考人(北川博敏君) 先ほど、私は日本農業の強いところがあると申しましたが、一億二千万人という、非常にいい品質のものなれば高い金を払つてくれる消費者をすぐ近くに持つていくこと、それが日本の強みだろうと思っております。

そういう意味で、それに合いましたようなものを生産する必要があると思っております。結局、鮮度保持の難しいものの方が輸入に耐えるわけですが、ですから、果物よりも野菜の方が強い。野菜といましてもタマネギとか、最近ではカボチャあたりも輸入されておりますが、比較的輸送ができるもので、すくなくとも、そういうものは比較的強い。ですから、輸送の途中の品質変化がありません。オレンジでも太平洋を越えて持つてくるんですから、八千キロあるんですね。八千キロの間に腐ることもありますし、品質の低下もあります。そういう方向に進むべきだろうと思っております。

それから、やはり日本の消費者の喜ぶもの。ですから、余り欧米型の果物観が入つてしまつて、もうどんなものでもいいんだということになりまして、かえつて外国のものに弱くなる、そういう

傾向がありまして、やはり消費者が喜ぶ、せつかく高い果物を買つてくれるんですから、そういう方向にも進むべきだろうと思っております。

それから、やはり日本の自然条件によく合ひまして世界的に見て品質のよいもの、そういうものの生産に努めるべきだろうと思っております。温州ミカンは今は過剰生産が言われておりますけれども、これはもう世界で最もすぐれたものでありまして、私の知り合ひあたりでも、アメリカから来るときに、ミカンを食べられるのが楽しみだと言つて、日本のナシ、和ナシ、外国のは洋ナシなんですけれども、日本の和ナシを食べた外国人が、特に暑いとき、夏の日本のナシは非常に喜びます。

これは、温州ミカンもナシもカリフォルニアにもあります。しかし、それは品質が全然問題になつてません。温州ミカンは、最近地中海の沿岸の国で行つたことではないのでよく知らないんですけども、国際柑橋学会が日本でありましたときに専門家が来まして、日本の温州ミカンを見て、温州ミカンはサツマダンと英語で言うんですけれども、なるほどこれが本場のサツマダンか、これはすばらしい、我々が口をついていうようなミカンと全然違うということをおききわめて言つておりましたけれども、そういうものをつくるべきだろうと思っております。

以上です。

○菅野久光君 私、日本の果物というのはすばらしく、味がよくて、本当においしいと思うんですね。外国なんかへ行つても、食べてみて、本当に日本の果物のすばらしさというものを感ずるわけなんです。これだけすばらしい果物ができるのにさっぱり消費が伸びないという、このことがやっぱ不思議なんです。それを何とか消費拡大に持つていかなきゃならない。また、そのことが、日本人の健康を守るといふ意味でも非常に重要なやっぱ意味を持つてゐる。その果樹産業がつぶれるようなことになれば、これは大変なこと

になるなという思いをしながら、私も今度のこの法案の審議に当たつていきたいというふうに思つてゐるわけですが、北川参考人にまたちょっとお伺いをしたいと思つてゐるんですが、国内の消費拡大を図ると同時に、やっぱり果樹産業を発展させていくという意味からいへば、先ほど先生のお話にもありましたが、輸出というのを考えていかなきゃならぬじゃないかというふうなお話もあつたというふうに思ふんですけれども、そういう輸出の方向にも持つていくということにかかわれば、今の日本の果樹産業の中でどういう点に留意をしてそういう方向に持つていったらいいというふうにお考えか、その辺をちょっとお伺いしたいと思つてゐます。

○参考人(北川博敏君) やはり日本で外国に比べて、私がさつき申し上げましたようなものは、品質的に外国にあつても十分競争ができます。日本は、こういう自然条件でつくりますからどうしても価格が高くなります。しかし、さつきも申しましたように、高いものでもだんだん外国人も買つてくれるようになります。そういう意味で、そういうものをつくる輸出すべきだと思つてゐます。

これは後藤参考人の方から秩序ある輸出と言われましてけれども、今アメリカからいろいろなかんきつが来ておりますが、極めて無秩序に入つてきております。一方、ニュージーランドあたりからキウイが入つてきておりますけれども、これは極めて秩序ある輸出の仕方をしておりまして、僕はよくニュージーランドはもうかつてゐると思つてゐるけれども、そういうやり方がありますね。やはり後藤参考人がおっしゃつていましたように、海外の市場への秩序ある輸出というものが大事だと思つてゐます。

以上です。

○委員長(北修二君) 菅野君、よろしいですか。

○菅野久光君 どうもありがとうございます。

○竹山裕君 私、静岡選挙区から出ております竹山裕でございます。

を、また遠路御苦労までございました。有益なお話を数多く聞かしていただいております。

私も静岡でございますので、地元温州ミカン、昨年は裏年に加えて冬季の干寒害の影響で全国でも二百二万トン、大変な大幅な減収になったわけでございますが、幸い夏から秋にかけての気候に恵まれて品質的には大変すぐれて、市場価格も二月末の平均でキロ当たり二百二十六円、前年比で一六〇％。実質でいえば一割アップぐらい。大変こういう意味では農家に意欲を与えたということでは言えようかと思いますが、しかし、四十七年以降の生産過剰基調の中で、今後も大きな悩みを抱えながら、この間の不況によって農家による管理の手抜きが見られるなど、農家の階層分化あるいは産地格差の拡大など、構造的な変化がさらに進行するということも懸念されるわけでありまして、県としては、団体ともどもに、このような流動的な情勢下での自立経営農家の育成、これを中心にした活力ある産地づくりに向けて効率的な指導、誘導を静岡県、特に独自の優良品種であります青島温州などの更新ということで努力し、諸施策をあわせて実施しているわけでございますが、今回の農振法、法律設立当時の拡大ポリシとは大きく反転した現状でございます。

こういう中で法律ができました、実際の運用面での問題が、きょうはそれぞれのお立場でおいでいただいた皆さん方でございますので、具体的な展開といえますか、運用面での御示唆をいただければありがたいと思いますが、それぞれにお願いいたします。

○参考人(中村嘉一君) 本法案が、先生御発言のとおり、果振法をつくったときには、まず果物の振興をするためにつくったと言っても過言でないような法律でございますね。それが星移り時変わって今日にまいりますと、そのときはそれでよかったが、先生が御承知のように、今はそのものが消費もそれほど生産に合せて伸びていない。だから、どうしても果振法を変えざるを得ない。もう一つは、貿易の問題があるからなおさら

変えなければならなかった。

そこで、この運用の面で一番問題になるのは、私はどうあっても消費と供給の面、そのことがバランスが引けるような勧告措置がかなり強固なものであつてほしい。そうでなければ、先ほど後藤の参考人が申されましたように、私も農産団体だけが一生懸命やってみても、商人の人たちがそれを守らない、勧告だけでもって済んでしまったら結果がどうにもならぬので、勧告すると一緒に、そのことが守られるような制度をこの法律の中へつくっていただきたい、こう思っております。

○参考人(後藤松太郎君) 昨年の秋からことしにかけては、先生のお話のとおり、非常に不作のためにかなりの値段を取りましたが、その前年のことはまた当初三百六万トンぐらいの農水省の見通しがございました。私もその方では二百七十一万トンあればいいということでございます。そういういたしますと、三十万トン、四十万トン近いものを減らさないと大変な問題になってしまふというわけで、市場へ出すものから一キロにつき一円ずつ供出をさせました。一円ずつ供出をさせました金をもつて生産調整の方へ使いました。そういうような苦勞をして生産を一生懸命に減らしたような次第でございますが、それでもなおかつ減らし切れない。減らし切れないためにその分は加工に回す。加工はジュースの方が多くわけでございます。缶詰よりもジュースの方がはるかに多い。生産調整のためにジュースに押りますという、それが毎年そういうような大きな数字を繰り返しますと、今度はジュース製品の過剰になってしまふ、ジュースのストックが多くなつてしまふということになります。従来はそれに対して金、倉庫の補助を若干いたしましてそれれぞれが持つておりましたが、製品の過剰分を市場から隔離をする必要がある、こういうふうに考えました。そういうことによってジュースの価格も正常に保つ。それによってジュース工場も経営

が成り立つ。ジュース工場の経営が成り立つようであれば需給調整の役目も果たす。需給調整の役目のほかに、ジュースなり缶詰にいたしますと、年間を通じて消費をしてもらうということでもって消費の拡大にも直接つながつてまいりますので、生で市場へ出して消費者に食べてもらふものと同時に、やはり加工工業業についても私たちはこれは育成強化をしていく必要があると思っております。

そして、ただいま申し上げましたように、キロ一円ずつ集めましたのが十何億円ですかなりましんですが、それをもちつて生産調整といひますと、実がなつてしまえばこれは摘果をする、実をもぐとか、あるいはその前の時点におきましてはこれは剪定、枝を切るとか、そういう剪定をするというようになつてもつて生産を減らす、そういうような奨励の費用等にそういうものを使つてあるんでございます。しかし、私も生産者の団体としましてそういうことはやれませんが、先ほどの話に戻りますが、生産者以外の者もやはりミカンを扱つております。そういう人たちにもそういうことに協力してもらいませんと成績が上がりませんので、今回の法律でそういうものについてもいろいろ御配慮をいただいておりますので、大変幸せだと思っております。ありがとうございます。

○参考人(中川求君) このたびの法案の中でぜひお願いを申し上げたいと思ひますのは、やはり日本需給を考へて、そして計画生産を余らないように指導していただきたいと思ひます。それとあわせて計画生産と計画出荷をびしとやつていただきますと、そして農家の経営が安定してくる、これが一番いいんじゃないかと思ひわけでございます。そういふこと、今非常に農家は嫁不足でございます。そういうことから後継者がとどまりにくい傾向にあるわけですから、その点につきましては、今の果樹の状態ではやはり負債が十分あるわけでございます。そういうことから、もう少し安定してまいりますと嫁も来ますし、そうして

安心してつくれるような法律をつくっていただきたいと思ひます。

○参考人(竹内雅明君) その年々によつて、ことしは増産ということになりますと、これはもう製品は非常に増産されてしまつて製品価格は暴落をしております。また、減収のときは原料価格が上がつて製品が非常に高騰する、こういうようなことで、繰り返していきまふと消費にも非常に大きな影響を及ぼしますので、やはり我々としては安定した原料の供給ということが一番眼目でございます。

今度の法律では、その点を非常に運用面で調整がとれるというように我々は解釈いたしておりますので、ぜひともそういう面でも運用面を十分配慮していただきたいと思っております。

○参考人(北川博敏君) さつきも申しましたように、果樹は永年作物でありまして、これの豊凶の差が非常に大きい、そういう宿命を持つております。ですから、今ある程度の需給の調整、これはもう果樹農業にとつてはやむを得ないものだらうと思ひます。アメリカのマーケティングオーダーあたりもそういうことでやっておりますし、私も余り詳しくは知りませんが、ほかの国でもいろいろ配慮をしているようにございます。

私がこの法案に一番期待したいのは、消費の拡大です。友人あたりが菓子業界に勤めているものもいるんですけども、その人たちは、もう菓子はだめになる、もう菓子はだめになると言ひながら今まで伸びてきたんですが、去年から世間を騒がせているようなああいふことで、日本人は菓子を食へなくても余り不自由せぬように思つてきた向きもあるものですから、私はこれで少しは流れが変わつてくるんじゃないかと思ひますが、それに加えて、この法律の消費の増大の方に、そういう面に非常に期待したいと思ひます。

○竹山裕君 ありがとうございます。今回の法案の内容は、生産者団体の意向を踏まえたものでありまして、お話のとおり国内の需給安定、こういう面を大きく意を体しているわけ

すが、一方、牛肉、オレンジ以来の輸入問題についての措置については特に規定がないわけでありますので、その辺を不十分と考えられておられると思いますが、後藤会長ひとつお考えを何かお聞かせいただきたいと思います。

○参考人(後藤松太郎君) 輸入につきましては、これはあくまでもIQ制度を堅持していただくというもののほかに、やはり緊急事態が起きる可能性もあると思います。ただいまでもビニールの袋へ入れて一ダース幾らといったような安売り、たまたま売りのオレンジも出ている、そういうようなのがもう本場に市場価格を乱す原因になっております。これを何とか規制をしていく方法はないであらうか、その緊急事態に対して何らかの処置をとっていただきたい、こういうふうに強く希望いたします。

○竹山裕君 同テーマで、全中央本部長としての中村参考人をお願いいたします。

○参考人(中村喜一君) まず、私もとして一番考えられるのは、本来であればもっと入るものにそれぞれ条件をつけて、完全な国境調整措置をしておいていただくのが一番いいと思うんです。でも今の社会情勢は、農水省としてはやってくれなかなかなか難しい問題が出ると思うんです。でも、そう言ってしまったらおしまいなので、先生方ここで頭を下げて、何とかこの法案の中で先生方に国境調整措置ができるように重ねてお願いを申し上げます。

○竹山裕君 それでは、中川参考人にお伺いしたいと思うんですが、大変お苦しくしてすばらしい実績をお上げになっているとかねがね承っておりますし、特にたまたま農家でのお嫁さんの話が出ましたんですが、果樹振興と直接は関係ないかと思いますが、口を開けば若者に魅力ある足腰の強い農業ということを申しますが、その若さでそれだけの実績、バイタリティー、影響力をお持ちになる、若手哲学的なことになるかと思いますが、その辺の心意気などをお聞かせいただければと思います。

ます。

○参考人(中川求君) やはりこれから残る産地と残らない産地があると思いますけれども、それだけ活力があつて残る産地は、相当な出資をして、金を使って経営をやっているわけですから、そこらにどうしようもないところがあるわけでありまして、弱肉強食のような国内の果樹の今の状態でございますけれども、残っていく希望のある産地に対して、この法案の中で十分うたがっているわけでございますけれども、私は一人でも多くの果樹農家が落後しないように、できれば残っていただきたいと心理的には願うわけでございます。それで、今の状態では、非常にこの単年度で二極化がはつきり出てくるという状態でございます。弱い者も救ってつくり上げていただきたいと願う心でございますけれども、ひとつぜひ公平な法制度になりますようお願いを申し上げます。

○竹山裕君 同じようなテーマでございますが、北川教授に大学の教える場として、その辺の若者養成の点で御意見を伺いたいと思います。

○参考人(北川博敏君) 私は、割合アメリカの果樹その他を調査しているものですから、農業経済とよく関連されるんですけれども、私の専門は園芸利用学と申しまして、果物、野菜、花などそういうものを流通したり貯蔵したり加工したり、そういうものの専門であります。技術屋でございます。園芸利用学というのは、もともと街話から出た発したんですが、最近では街話、そういう加工の方は工学部その他でもやっておりますから、むしろ流通問題、鮮度保持の問題、そちらの方が主になっておりまして、私は余り、どういいますか、世界をひっくり返すような大きな研究はしておりませんけれども、日本の園芸業界には相当の貢献をしていると自分でも自負はしているんですけれども、ミカンの着色促進とか、アマナツ、ハッサクの貯蔵とか、そのほかいろいろな包装とか、フィルム包装あたりでもほとんどどうちで始めたものです。

そういうことをやっているんですが、最近私の大学へ来る、田舎の農学部です、私の大学の特徴は田舎にあるということが特徴でして、香川県なら四国ですね。そういうことから産地の大学というところで、産地と密着した産業を支える、そういう研究をしようというのをモットーにしている。う研究をすけれども、そういう大学に入ってくる学生が、香川大学農学部の園芸学科を目指してくるものもおりますけれども、これは極めて少数であります。共通一次がこれぐらいだったらあそこへ行けというふうなので入ってくるのが多いのが実情です。しかし、そういうことで入ってきていていいますとよくやります。全部がやるとは言わないんですけれども、よくやります。伸びる者はよく伸びますね。

そういう意味でもいいんですけれども、しかしおもしろいのは、私のところは毎年入ってきた学生に、なぜこの大学の園芸学科を受けたかというのを一人二人、三分ずつしゃべらすんですけれども、最近ぼつぼつふえてきたのは、私は農学部へ入りましたのは、今私は田舎出身なんですけれども、みんなほとんど離農している、こういうときに農学部へ行つたら将来一番いいだろうと思つて入ってきたというものが、ここ二、三年前からぼつぼつ出かかっているんです。ですから、そういう意味で、やはりこれも一つのサイクルですが、そのバランスの問題なんですね。そういう声もぼつぼつ出始めている。後継者なり産地の人づくりが非常に言われておりますけれども、そういう声もぼつぼつ出てきている、そういうことだと思ひます。

以上です。

○塩田啓典君 本日は、参考人の皆さんには遠路お越しいただきまして大変有益なお話をありがとうございました。私も生まれが愛媛県で現在は広島に住んでおりまして、そういう意味で、特に温州ミカンにつきましてはいろいろなことを聞かしていただいておりますが、きょうは公

明党を代表いたしましたして、二、三参考人の方にお尋ねをしたいと思います。

まず最初に、中村参考人にお尋ねをいたしますが、きょうおしなべて皆様の今回の法案に対する御要望というものは、最近のいわゆる自由化対策という、そういう点に大きなねらいがある、このようにお聞きしたわけですが、しかし法律の内容は、実は輸入対策ではなしにいわゆる需給対策という、そういう意味では非常に皆さんの要望と法案の内容が違ふんじゃないか。ある意味で考えれば、国内の減反をし需給調整をしてそこに輸入する、悪く勘ぐれば輸入条件をつくるんじゃないかという、そういうような意見もあるやに承っておりますが、そういう心配は感じている人はいないんでしょうか。

〔委員長退席、理事合川寛三君着席〕

○参考人(中村喜一君) 確かに御指摘のように、法案の精神と流れている文字から見れば先生もおっしゃるとおりだと私も思います。でも、国内だけで需給調整ができれば本場にそれで結構だと思ふのです。そこが御案内のように、相手の国から入ってくることによって国内の需給調整もまた違つてくるという現実も御理解をちょうだいいたしたいと、まずこういうふうに思います。それも、先ほど後藤参考人から、一定の期日を決め一定のルールによってその都度その都度入ってくればこれは問題ないんですが、相手方もそうはいりません。向こうの都合で参る。そのときまたまた日本も都合が悪かったとすれば困るんで、そういう需給調整をこの法律で国内だけでやってもうまくいかない、そういう心配があるので、前段で申し上げたことは御容赦願ひたいと思ひます。

私どもも決してこの法律が不十分だと申し上げるわけではございません。まず、ありがとうございました。需給調整の問題としてここまですべてをいいたいて、これはもう感謝する以外ない。しかし、今御心配のような問題があるので重ねてお願いを申し上げます。さよう御理解をちょうだいいたします。

以上でございます。

○塩田啓典君　そこで、これはもう一点中村参考人にお尋ねをいたします。それで、その問題は中川参考人にもお答えをいただきたいと思うんですが、今までの自主的に生産農家がそういう出荷調整あるいは生産調整をやっているか、それで、広島県の場合も二十一農協ですから半分ぐらいでございますか、入っているのは半分ぐらいなんです。農協の中でも半分ぐらい。まずその一つの農協でも、じゃそれ全部入っているかといえ、そうではないのじゃないかと思うんですが、どうもね。

今回は、それが指定法人になるということですが、しかしこれには大臣の報告はあるけれども何ら強制はないわけですね。先ほどの同僚委員の質問に対して中村参考人は、いわゆる果樹共済の場合でも、やっぱりある程度強制しないとかなかなか入らないというわけですね。そういう点で生産出荷調整をしてくれ、ということはある程度みんなが入ってこれない、アウトサイダーが多かったんでは効果がないわけですね。私たちは勧告ではちょっと弱いんじゃないかなという感じが、うような心配があるわけですが、中村参考人、そしてまた現地でミカンをつくっていらっしゃる中川参考人の感触をお伺いしたいと思います。

○参考人(中村一君)　まず第一点で申し上げますが、こういう共済制度に近いものは大数の法則で物が成り立つものなんです。だから、わずかな人たちがわずかにやるのでは、災害がそこに皆来てしまえばどうにもならない問題があります。例えば人間の生命でもそうなんです、一カ所の災害だけ、そこだけ皆出てしまったらそれは保険金まで払えない。日本全国で全部入って、私に大数の法則を準用する。一部の地域でわずかながらのものを出し合ってやるということは、なかなか実際問題としてうまくいかない。だから、できる限り国全体、生産者全体がこれに御参加願

い資金も集めてその制度を活用する、そういうことに認識を改めたい、こう思っている点には感謝しておるわけなんです。

もう一点御質問のございました基金の問題について、私どもは別な面で考え方を持っていました、勧告だけでもできるのかなという心配もないわけでもないです。しかし、余り要望してしまおうと先生方も、そんなこと言ったのできぬじゃないかとお前なんて言われちゃ困るから、ここまででありがとうございました、できれば先生方のお力でもって完全なものにつくっていただきたいというのですが、余りここで注文しますと、お前何を言っていると言われちゃいかぬので、この辺で。

○参考人(中川求君)　私どものところの熊本の場合でございますけれども、基金協会は大変活躍しております、やはり最近の品種改良の大幅つくりや、それからいろいろな利子補給の問題等に関しても一般の農協より農家に大変な恩恵を与えてくれておりますから、大分この安定基金協会のよさを農家が知ってきたというのも事実でございます。こういうものはやはり末端農家まで徹底的に納得するまで指導していきまますならば、今日のよう不安定な価格の中での操作でございますから、私は多くの方がその中に入ってくられるという自信はあります。

以上でございます。

○塩田啓典君　それから次に後藤参考人にお尋ねをしたいと思います、果物の消費が非常に多品種少量になった、それで全体的に消費が減少をしてきておる、こういうようなお話であります、これはあと北川参考人にもお尋ねしたいと思うんですが、やはりお菓子はどうぞん伸びておる。健康に本当にいい果物がなかなか伸びない。そういう原因が後藤参考人としてはどういう点にあるとお考えであるか。

私は北川参考人のお話を聞きまして、消費者というのはテレビではばつぱとやると、そういうものの影響というものは非常に多いように聞いているわけですが、そういう意味ではお菓子というの

はいろんな品物をつくっている目先を変えてテレビで宣伝をする。果物の場合は、余りミカンを目先を変えるわけにもいかないし、そういうような点も影響があるのかなというそんな気もするんですけれども、そういう点、消費が減ってきたという理由はお考えになるのか。それと、今後の消費拡大の対策等はどういうふうにお考えになるんでしょうか。

○参考人(後藤松太郎君)　一般的に、どうもちょっと古いと目先の変わった物に飛びつくといったようなのが社会的な風潮じゃあるまいかというふうにも思いますが、先生が今お話のとおり、菓子のように甘い甘い余計にしようとか、あるいは甘味を少なくしようとか、あるいは人工的に手先でどうにでもすぐなりませんが、果実の場合は品種を見つけて出す、交配をする、それで実がなる。それを今度本当に何年かたつて消費に定着するか、それまでよく見届けますには相当年数がかかる。数年前に、リンゴの「ふじ」の発見の三十周年というのを大分前にやったんですが、こういうものも本当にいい品種ができましても、市場に定着して売れるというふうになつて、生産者が自信を持ってそれを栽培できるような状態になるまでに相当年数がかかります。

そんな関係で、大変身動きが鈍いという点は御指摘のとおりでございますが、私どもの方では保健体育といったような関係、栄養の点あるいはまたリンゴにいたしましても整腸剤として非常に効果があるというふうなこと、そういうようなものは本当にこれは自然が人間界に与えてくれた恵みであるというふうにお考えしております、今後でも大いに消費拡大、栄養の点も強調して、つい先日もうそういう会合を相当やりました。料理としてどういうような料理をすればさらに需要がふえるであろうか。

〔理事谷川寛三君退席、委員長着席〕

いろいろな形で消費に親しんでもらうというふうな消費の使い道のいろいろの研究もして

いるような次第でございます。何分、それが実を結んで本当に成果が出るまでには相当日数がかかるという点、なかなかその点はまだるっこしく思っておりますが、努力を続けてまいりたいと思っております。

○塩田啓典君　それからもう一つ後藤参考人に、後藤参考人はやはり権威のある見通しを立てて需給のバランスをとる、権威ある需給バランスというその言葉は私ももったとお聞きしたわけですが、というのは、今までの政府の需給見通し、今日まで何回か需給見通しをつくり生産目標を立ててきておられますが、その政府の需給見通しというのは全く過大であつて、これは実はもう昭和四十五年に、資源調査所です、科学技術庁の資源調査所がミカンは過剰になるということをもう十数年前にはつきり、それほど消費は伸びないということを発表して、私は十数年前にこの委員会でも問題にしたことがあるんですが、政府のそういう誤った過大な見通しというものが一つは大きな農政の混乱の因ではないかという、こういう気がするわけですが、後藤参考人は政府のこういう需給見通しについてどのような御意見を持っておられるのか。また、こういうふうな需給見通しを立てるべきだという、今のお話では果樹審議会が検討しておるというふうなお話であります、そういうふうな今の検討でよろしいのかどうか。

その点、御意見を承りたいと思います。

○参考人(後藤松太郎君)　今回の法律によって、農水大臣がその見通しを発表し生産出荷の指針を示すということ。法律によって生産出荷の指針を示すというところは、非常に権威があるものであるというふうには思っております。従来、今まで見通しがどうも外れてしまつたということは大変私ども残念に思っておりますが、これも一つの経験として、今後そういう間違のないことを期待しております。それだけの権威が集まつての御研究と思っておりますので、それに期待をいたしております。

○塩田啓典君　それから次に竹内参考人にお尋ねをしたいと思います、私は今回のこの法案の内

容を見まして、いわゆるコストダウンというか、あるいは共同で進めるといふことよりも、共同じやなくて一人でもいいんだという、こういうようなことは、ある意味ではコストダウンという方向のニュアンスが弱くなったんじゃないか。そうすると、缶詰をつくるという場合にはミカンの原料価格というものがより安く安定しなければならぬわけで、そういうような点で竹内さんの業界にとっては、運用によっては余り好ましくない方向に行く内容ではないかという、そういうような感じもするんですが、率直な御意見はどうでしょう。

○参考人(竹内雅明君) おっしゃるとおり、非常にその点では一抹の不安を持っております、はつきり言つて。しかし、これが非常に先ほど申しましたように不安定な供給が続きますと、我々製造をする者にとつても非常にこれは阻害要因になりますので、やはりこういう法案でもつてある程度の安定した供給を立てていただくということが一番大きい点ではないかと思ひます。

それで、十年ぐらい前は、我々の組合員も二百社程度あったわけですが、それが現在百社になつておる。そして生産量そのものは徐々にふえておりますけれども、そう大きな変化がないということは、やはり各工場が生産合理化に努めておるわけですから、一つ当たりの工場の生産量が上がつてきておるといふことにならうかと思ひます。そのためには、やはり安定した原料の供給というものがなくともその合理化がでないというところでございまして、その点は今度の法案でひとつ御配慮いただきたい。

そして、今までも申しましたように、どうも加工原料といふと、これは果汁の方は先ほど申しましたように、農協系の団体が主力として生産されておりますから、一つの器の中での問題のように解釈されるようでございますけれども、我々はいわゆる専業メーカーでございます。そういった点では、この原料の価格いかんが非常に問題になつてくるということがございまして、その点

は今度の運用に当たりまして生産者志向に重点を置かれないように、ひとつこの缶詰の加工原料というものについても十分配慮して運用していただきたいと思います、こういうふうに希望いたしておるわけでございます。

○塩田啓典君 それから竹内参考人から、原料がほかの国へ輸出をされて、そこで製品をつくらせて第三国で日本と競合すると、こういうようなお話をされたのでございしますが、差し支えなければ具体的に、私ちよつと不勉強でそういうのを知らないんでありますが、どこでそうなつておるのか。

それと、今のお話では輸出が大体二割ぐらいというお話ですが、ミカンの缶詰の輸出の歴史というのはいさな古くはいつに何つておるわけでありまして、今後国際競争力を持つてそれに打ち勝つて輸出を拡大していける見通しはどうなのか。あるいはそのための条件というか、こういうふうになればいいんだという、そういう点のお考えをお伺いしたいと思います。

○参考人(竹内雅明君) 生果が輸出されて、それが缶詰に加工されて第三国で我々の商品と競合しておるといふことの御質問でございますけれども、具体的に申し上げますと、これは韓国でございます。それで、我々は一番心配いたしておりますことは、十何年前に輸出は五百万箱の輸出をやつておつたんです。これはいわゆるヨーロッパ市場、英国市場、そういうものであつたわけですが、これも、日本の温州ミカンの苗木がスペインに輸出されて、スペインは御承知のようにかんきつの国でございます。そこでいわゆるサマオレンジという名前が栽培されて、日本の商社がこれに技術指導をいたしまして、共同開発でミカンの缶詰を製造しておる。それがやはり地理的条件それから低開発であるというふうないろいろな好条件によつて欧州市場を全部スペインにとられて、現在ほとんど壊滅的な状態になつて輸出が二割に減つておると、こういう実情でございます。

それで、韓国におきまして、御承知のように日本のミカンの苗木が済州島に行つておりました。現在三十五万トンから四十万トンのものが生産されておるわけですが、これは韓国の国内に生果として使用されておつて、一部飲料に使用されておるといふことでございまして、韓国という国は一切その製品の輸入は禁止しておる国でございます。日本からは生果として出すわけでも、これは保税品として韓国にそのまゝ肩がわりして入つていって、それが缶詰に生産されてアメリカの方それからカナダの方、ヨーロッパの方、こういうふうに出されておるわけでございます。

それでやはりそういった面では、たしか五十七年度は五千トンばかりであつたかと思ひますが、五十八年度は日本も非常に豊作であつたわけでございますが、本年は約一万吨のものが韓国に出しております。本年はこういう状態ですから、二千七、八百トンということになっておりますけれども、これが製品として同じ市場で競合するといふことは、いわゆる価格競争になつていくわけですが、我々は価格競争の渦中に入つていくわけでは、我々は価格に直接影響を及ぼさるわけではございません。やはりある程度までの価格維持といふものも考へていかなければならぬ、市場維持といふことも考へていかなければならぬので、そういう対応策をとつておりますけれども、韓国の場合は自分で勝手につくつて自由に輸出するといふようなことと、それからアメリカ資本が入つておるといふような関係もありまして、やはりそこで競争する上において非常に大きな問題になつておる。そして将来に向かつて、済州島のミカンがまた進んでまいりますと、スペインの二の舞の形になりはしないかという懸念を深く持つておりますので、輸出についてひとつ秩序ある輸出ということ、それが加工に回らないようにしてもらいたいということをお願いしております。

それから、将来の輸出に対する考え方ですけれども、やはり我々の場合は国内だけでこれを維持していくということについては多少無理がありま

す。それで輸出というものの一部そこに入つて、これを一つの柱として輸出と内需とのバランスをとりながら生産を行つておるといふのが現状でございます。なかなか為替の問題が非常に大きく影響を及ぼしてございまして、ただ日本の場合は品質的に非常にすぐれておるといふ点がございまして、日本のミカン缶詰の市場というものはある程度まで持つておるわけでございます。だから、そういうものの維持を続けていきたいというところで現在おりますけれども、輸出に対しては為替の面が非常に大きな隘路になつておるといふことは事実でございます。

以上でございます。

○塩田啓典君 それから北川参考人にお尋ねをいたしますが、先ほどの消費拡大の問題ですね。十数年前から日本は非常に食糧が多い、アメリカは逆に七、八割は加工品だ、だから生食であれば期間が限られるけれども、加工品であれば年じゅう食べられるから、だから加工をふやすことが需要拡大になるという、こういうふうに言われておつたわけですが、しかしジュースもなかなかもう必ずしも伸びていない。そういう点から、やっぱり消費拡大等については先ほど北川先生のお話を聞いて私は、もっとジュースにしてもいろいろなもの、あるいはそういう意味で宣伝もやる、こういう努力をしていかにいけぬか、消費拡大についての北川参考人の御意見を承りたいと思ひます。

○参考人(北川博敏君) ただいまアメリカの加工のお話をされましたが、これはアメリカでも産地によりましてかなり様子が違ひまして、もともとアメリカの大きなかんきつの産地はフロリダとカリフォルニアだつたんですが、どちらも生食用で競争していたわけです。どうしてもフロリダのものは外観がよくないものですから、ニューヨークへ持つていきましてカリフォルニアに負ける、そう言つていたんです。それが第二次大戦中にすばらしい冷凍濃縮オレンジジュースを開発いたし

まして、それがちょうど、さつきも言いましたように、アメリカ人は欧米型の果物観を持っているのですから、今まで水がわりにやってたというところは、おいしいジュースがあればこれは飲んだ方がよっぽど早いわけです。もちろんアメリカ人は余りリンゴみたいなむいたりしませんけれども、かじるんです。むくのが下手でようむきませんけれども、それよりもがぶつと飲む方が早い、そういうことから非常に消費が伸びまして、大昭和二十年がピークで、生食用のかんきつはもう激減しております。

そのまとも影響を受けたのがカリフォルニアでして、カリフォルニアはみんな生食に売りたいわけです。しかし、生食の市場は大きく減少してしまつた。そしてフロリダの方はほとんど伸びてきていたんです。ですから、最近カリフォルニアで三割ないし四割の、年によって違いますが、オレンジをジュースに回してはいますけれども、これもマーケティングオーダーで生食に出せないから加工に回しているわけです。これはネーブルですと、さつきレモンの例を言いましたが、そんな赤字じゃありませんけれども、ネーブルだったら木の上でやはり赤字になっております。バレンシアは割合ジュースに向くものですから多少の利益はあります。ですから、カリフォルニアが日本にオレンジの輸出を望みしたのは、カリフォルニアの生食用のオレンジが余つて困る、それを日本に買ってくれんかというのがもともと日本の対する輸出攻勢の始まりだったんです。ところがフロリダは、最近ブラジルにどんどん巨大なオレンジ産業が育ちまして競争できない。

一昨年、私はフロリダの柑橘局長に会つて、フロリダのオレンジ産業の将来はどうだと言いましたら、いやもう税金あるのみだ、もう全然競争できない、税金があるだけだ、そういう格好で、フロリダは非常に困っているわけです。ただ短期的には、去年とことしの寒波で非常に原料が不足で高くなつておりますけれども、将来的にはフロリダは非常に困るわけです。

日本の消費の方なんですけれども、これはもうおつしやるおとくだと思うんです。私、まだ小学校に行つておる小さい娘がおるんですけれども、それに聞いてみますと、やはりクラスの子でもみんなおまけが欲しくてお菓子を買つてゐるんだと、どんなテレビでおまけが出るので、あの辺にとられてゐるんです。ですから、これは日本でも果物の消費宣伝をすれば売れるということは、これはフロリダあたりがグレイプフルーツでいろんな試みをやつております。日本でフロリダのグレイプフルーツの消費宣伝をすれば伸びるかというのを調査しておりますけれども、やはり伸びております。これはやはりPRすれば日本の果物もまだ売れるように思います。日本の業界の方も私はひとつ反省を要すると思うんですけれども、日本の業界の方も宣伝しておられるんです。しかし、大抵産地の宣伝になるわけです。これはお互いの足の引つ張り合ひでして、私はやはりお菓子をかうお金を果物の方に回すような宣伝をしなければ意味がないと思います。そういう宣伝をしていただきたいと思ひます。それと、やはり果物が体にいいということ、これを徹底すれば、それはお菓子の方は減るんじゃないかと思ひます。

これは余り極端なことを言うとうけないんですけれども、香川県の方でも、今菓子業界が困つてゐるから少し県の方でも買つてやらんといかぬじゃないかというやうなことが出てゐましたから、ちよつと委員会でも、それはかえつて香川県の健康を損ねるじゃないかということを言つたんですけれども、まだまだ日本人のそういう方面の関心が非常に少ないように思ひます。それが伸びましたら、これは果物は相当伸びてくると思ひます。

○塩田啓典君 それと輸出でございすが、先ほどのお話で、アメリカも多少高くても買うという傾向がある、特に温州ミカンは大変簡単に食べられるからいいのじゃないかというんですけれども、今まで問題になつてゐるのは、検査が非常に私たちが考えても必要というか余りにもちよつと厳しいんじゃないだろうか、そういう点考へて、

私はそれほどまでにいわゆる潰瘍病対策というものはなくてもいいと思ふんですけれども、そういう点はアメリカに対して今後やっぱり交渉の余地はあるというやうな、もつと努力をすべきだと思ふという点についての先生の御意見。

それと、いわゆるアメリカに伸びる可能性はどうか。値段はどうしても高くなると思ふんですけれども、もつと解禁州がふえれば可能性はあるんじゃないか。

○参考人(北川博敏君) まず潰瘍病の話ですが、私はその方の専門家じゃないのでよく知りませんが、潰瘍病はバクテリアオフアージテストというやうな非常にすぐれたテストがありまして、潰瘍病の病菌が輸出されないやうに厳重に検査されてゐるんです。そういうことがありますから、私もそれほど、温州ミカンは非常にまた潰瘍病に強いんですし、今ほど厳重な検査ですか、産地のバクテリアゾーン、そういうものは必要ないんじゃないかと思ひます。

ただ、そういうことをよくアメリカの向こうの生産出荷団体なり私の友達あたりとも話すんですけれども、かなり日本の温州ミカンが輸入されてもいんじゃないかというやうな気分もあつたと思ふんですけれども、昨年フロリダに潰瘍病がはやりましてとても大騒ぎになつた。カルフォルニアは非常に乾燥地ですから潰瘍病が入つてもそんなに問題にならないと思ふんですけれども、フロリダは非常に湿度が高く温度が高い、つくつてゐるのはオレンジとかグレイプフルーツで、非常に潰瘍病に弱いんです。これはある苗木屋に入つていまして、それが気がついたんですけれども、これはどこから入つたか、日本から入つたんじゃないことは確かですが、どこから入つたか、どうなつたか全然わからなくてミステリーと言われてゐるんですけれども、これをこの一年間、何万本でしたか、六つぐらいの苗木屋に調べてみるとあつたんですけれども、それを全部追跡調査しました、その周囲半径三十メートルだったんです、全

部火炎放射機で焼いてしまつた。そういう大きな被害がありまして、それでアメリカの解禁州の拡大の公聴会が吹つて飛んでしまつたんですけれども、そういうことがありますものだから、今アメリカの生産者なり業界は潰瘍病に対して非常に心配しております、ですから非常に難しいと思ひます。今の時期にそれを持ち出して伸ばすのは難しいと思ひます。

ただし、北部の諸州に伸びますと、それは輸出はふえると思ふんです。今大体六つの州はどこに行つてゐますけれども、これは人口の少ないところとして、そんなに人間がいらないところなんです。ですから何もカリフォルニア、フロリダみたいなかんきつの産地じゃなくても、ニュージャージーとかオハイオとかミシガン、あの辺の寒い人口の多いところへ出せるようになりますと相当伸びると思ひます。

ただ、温州ミカンは、オレンジやグレイプフルーツと違ひまして輸送が難しいんです。外国人が日本に来てまして、三月、四月まで温州ミカンを貯蔵してゐるのを見てびっくりします。これは大体あいうものはマンダリンとかタンジェリンタイプなんです。これはもう全然貯蔵ができないものなんです。それを日本は三月、四月まで貯蔵してゐる、どうしてゐるんだ。これは一種の日本人の篤農家の名人技術で、名人芸で貯蔵してゐるんですけれども、非常に難しい。ですから、輸出するのも非常に難しいんです。輸送中の腐敗の問題があります。その辺の研究、技術開発、そういうことも必要だろふと思ひます。

○塩田啓典君 それでは最後に、これも北川先生にお尋ねいたしますが、北川参考人は日本人は高い物を買つてくれる、ヨーロッパに比べてこういうところがあると言う。確かに私もそのように思ふわけでありすが、余りそれに安住をしておつてはいけないんじゃないか。最近しょうちゅうが非常にブームになつてゐるというふうな、若い世代が出てきますとやっぱり本当にいい物を、うまくて高い物は売れると思ふんですけれども、そう

いう意味で一番いいのはやっぱり安くてもうまいやつが一番いいわけだから、日本人は高いのを買うからといって安住をしておると、一部の果物には随分高いやつがあるわけだけれども、僕はああいふものは余り長続きしないんじゃないか。やっぱり安くてもうまい物に努力をすべきじゃないか、そのように私は思うんですが、その点はどうか、そのうか、将来の方向としてですね。

○参考人(北川博敏君) 外国人で日本の果物あたりを調査して詳しい人は、日本の果物農家というのにはうらやましいと言っている。うんと手を入れたて芸術品をつくれれば、それに見合う金で買ってくれる消費者がある。我々そんなことをしてもだれも買ってくれないと言っているけれども、確かに買ってくれるとおり、それに安住している傾向がありまして、まして今消費が減っておりまして、何とか売れているのはそういういい物ばかりが売れているわけですね。しかし、やはりそれは限界があります。もちろん果物が、立派な果物に高い金を出すんですけれども、考え方も違っていて、食べ方も違うんですね。

ヨーロッパあたりに行かれた人が、向こうのリンゴはもう小さいのばかりで全然大きいのがないんじゃないかと言われますけれども、結構大きいものもあるんです。それは皆ジュース工場へ行っているわけですね。売れないからジュース工場へ行っているわけですね。それは食べ方が違うんです。リンゴはバスケットにばさりと買ってきてまして、地下室とか台所へ置いておきまして、のどが渇いた人が行ってかじるんですね。日本の大きなリンゴを半分かじって置いていたら黒くなります。一遍にかじり切れないんですね。ですから大きいのは全然売れないんです。

今イギリスで日本の青森県の試験場がつくりました陸奥という品種が、クリスピンという名前がつきまして非常に伸びているんです。味もいいし豊酸性である、貯蔵性もいい。非常にいいんだけれども、困ることが一つある、すぐ大きくなると言うんですね。あんな大きいのは全然売れない。

私の子供がイギリスでも学校へ行っていたんですが、帰ってきて、父さん、イギリスの子供はみんなポケットにリンゴを入れてきているわ、それのどが渇くとかじっているわと言っているが、水筒がわりにリンゴを持っていく。ですからこんな小さいリンゴです。それを売っているわけですね。その辺がもう随分違います。

だけれども、ちょっと余談になりましたけれども、やはり立派な物、高い果物屋さんがあるのは一流の商店街にある、大体果物屋さんなんてあるのは日本だけです。ブラジルがありますが、これは日本人がやっていましてありますけれども、あと外国はもう屋台ですね。ローマあたりの観光地へ行きますとも屋台で来ます。あんなところでサクランポを買っても、日本人だったら水がなかったら洗わないで食べる気がしませんけれども、向こうの人はそのまま食べていますね、水がわりなんですけれども、日本の方も高級志向には安住できなくて、やはりさつきおっしゃいましたように消費を伸ばすためにはおいしい物、安い物、そういう物をつくる必要があると思います。

以上です。

○小笠原貞子君 お忙しいところおいでいただきまして、いろいろ貴重な御意見を伺わせていただきました。ありがとうございます。

私、共産党でございます。北海道でございますので、おリンゴは食べるけれども、ミカンはずきません。だけれども、リンゴをむくのが、それこそ今の話じゃないけれども難しくなってきた。おミカンというのはもうすぐに食べられるし、まあこんなにおいしくていいおミカンをつくっている農家がいじめられている今のオレンジの問題というのは大変だなど、北にいてもそれなりに皆さんの深刻さというのは伺っていたわけですから、きょういろいろ伺いまして、本当に大変だと思われました。

それで、まず中村参考人にお伺いしたいと思いますが、今度の法改正には、皆さん一番要求して

いらっしゃいました国境調整措置というものが盛り込まれておりません。それで、皆さんが自由化を一応抑えてくれという御希望というものは、それはそれなりに皆さんの運動と消費者の理解というのがなければなりません。同時に、政府として毅然とした構えを、こんなすばらしい日本の皆さんの御努力を考えたという毅然とした姿勢をまず持つてもらいたいというのが、いつも私なんか考えていることなんです。

そこでお伺いしたいんですけれども、今度国境調整措置を要求されたという理由には、去年の日米農産物交渉というのがある、そこからの教訓というのが非常に強く出てきたのではないかと、そう思うわけなんです。きょう皆さんにお伺いしたいのは、先ほどちょっとおっしゃいましたけれども、これ以上言うのは申しわけないみたいないことをおっしゃったけれども、そうじゃなくて本当に率直なことを伺いたいんです。私たちそれを取り上げるか取り上げないかというのはこれから国会の審議でございますから、遠慮しないでもっとこうやってほしいというふうなそういう立場で伺いたい、そういう意味で、去年の日米農産物交渉からの教訓というが、経験から痛感されたというふうな中身の率直な御見解というものを伺わせていただけたらなと思いますので、どうぞよろしく。

○委員長(北修二君) 参考人の方々にまことに失礼でございますが、お答えは簡潔にお願いいたします。時間が十五分なので、そういうことで、それじゃ中村参考人。

○参考人(中村嘉一君) 今、御発言がございました、率直に私の方で申し上げますが、日本の農業がここまでは、海産業がここまでは来まして、本来であれば国内消費でほとんど間に合うと思うんです。にもかかわらず、日本の情勢も世界情勢も若干の輸入をし輸出もすると、そういうことになるわけ、本来の農業というのは自給自足するのが一番いいと思うんです。そのことの主旨を考えれば、一つも買ってもらわれないことが一番いいと思

います。極めてこれは明快なんです、そうばかりも言っておれぬことは私もわかります。

そこで、旧来、オレンジを例にしますと、八万四千トンぐらい五十八年まで入っていました、大平さんがサミットで決めたとして、それが今度は年一千万一千トン、十二万六千トン六十二年まで入ってしまう。これほど入られたら恐らく困るんじゃないかと思う。だからここが最後で、これ以上は絶対困るといふのが私の願いでございます。

以上でございます。

○小笠原貞子君 それじゃ後藤参考人にお伺いしたいと思うんですが、今度ミカンの需給調整に行政が初めて関与して、アウトサイダーについての規制措置というのが入りました。先ほどちょっと言われたけれども、これが勧告だけで罰則もないというふうなことになる、非常にやる気になったらやれるけれどもというところ、何かこうなまぬるいうふうな、これで一体やれるのかというふうなことで、これでどれくらい期待できるかなというふうなこともひとつ考えましたし、また運用いかによっては自主的な取り組みを否定するというふうな結果になりかねない。一番いいことは、生産者である農家間の話し合いで調整していくというところになれば一番いい、そう思うんですが、これからのミカンの生産調整のあり方について一体どうあるべきかというふうなことに、御見解を伺いたいと思います。

○参考人(後藤松太郎君) 果樹農業は、従来私もは自前農業というのを誇りにいたしておりました。だんだん状況が自前農業なんと言っているのにならなくて、何とか法律的な援助が必要であるというふうな状況になってしまったのは残念に思っておりますが、勧告だけでは不十分であるというところは、確かにこれは命令でもってびたりと抑えていただければ、罰則でもつけばなおいいんですが、しかし我々の言うアウトサイダーであっても、その人たちがやはりこれと一緒に需

給調整をやるのが利益がある、その人たちに与りまして利益がある。ですから、よく事情を説明すれば、そのときには協力すると今までも言っておるんです。ですから、ここでもって勧告のような制度ができれば、なおさらそういう気持ちには助長されると思いますので、大いにその点を私は期待をいたしております。

○小笠原貞子君 それが期待されていると。農家自身で本当に需給調整がうまくできるというのが一番望ましいと思うんだけれども、それは私が素人の立場で言っていることで、そういう農家自身が自主的に需給調整するというようなことをするためにどういふことができるだろうか、それはとてもじゃないけれどもやりにくいことなのかどうか、その辺のところはいかがでございますか。

○参考人(後藤松太郎君) 農家自身にそれだけの余裕がなくなってきた。従来ですと、自前でもっていくという気概がありましたんですが、だんだんと苦しくなってきたために、それだけの余裕がなくなってきたために、やはり外部の援助が必要になってきた、こういうふうな考えております。

○小笠原貞子君 ありがとうございます。それじゃ中川参考人にお伺いしたいと思うんです。きょうは、唯一の生産者でいらつしやるということでは、いろいろ具体的にお伺いしたいと思うんですけれども、北海道ですと、米作も借金で、畑作もいよいよ多くの借金農家が出てきた。酪農に至ってはまた大変な借金だというふうな、負債の問題が非常に大きな問題になっているというの、一つの苦しみなんですけれども、先ほどもちょっと負債の問題おっしゃいました。私全くミカンの方は素人でございますので、そのミカンなんかでも、例えばおたくの場合なんというのは失礼かもしれませんが、どなたでも、大体平均でもいいんだけれども、負債というのはいくらぐらいの負債になっているのか、そしてその負債は年々少なくなつて重荷が減つてきているのか、それともだんだんふえてきているのか、その負債対策をするた

めにはどういふ具体的な措置、金融面、融資面にしてはどういふものが必要だというふうにお考えになっていらつしやるかというふうなことを伺えたらと思います。

○参考人(中川求君) ただいまの御質問でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、四十七年から非常に農家手取りと生産経費のアンバランスでその積み上げが流れてきておりますし、五十四年から改植事業で相当のミカン園が減つてきております。それで各農家の収量というものは減つてきておりますし、ミカンというのは永年作物でございますから、ことし接いでことし生産に結びつくというわけではございませんで、やはり接いだやうが三年ないし五年ぐらいしてどうにか自分の自前を補つていくようなことが実情でございます。そういうことから私の熊本県の園芸連で調査をしておりますけれども、主産地の大きい産地ほどそういうものが多い。それで、大体の推計では中核農家、専業農家で二千万ぐらい長期資金と短期資金であるんじゃないかというふうな気がいたします。それで、できまじうならば、このた

びの中にあつた無利子の資金とか、そういうものを活用させていただきまして、やはり果樹産業がもう一回浮上したいと願うのが、我々農家の気持ちでございます。

○小笠原貞子君 中川さんに伺います。オレンジ輸入の拡大は、直接的には晩かんと競合してくるというふうな同ったんですけれども、その競合の場合、生産者としてはどういふふうな考えられておられるのでしょうか。

○参考人(中川求君) 私も五年前にフロリダ、カリフォルニアを見て回つたわけでございますけれども、やはりアメリカのオレンジは年明けから日本に入ってくる数量が多いわけでありまして、日本の方でもやはり中晩かんは二月以降に出るわけでありまして、それで、せっかく温州ミカンの多いのを減らしまして中晩かんに移行したわけでございますけれども、中晩かんがことしは不作で七十万トンぐらゐでございますが、もう恐らく六

十年度には百万トンの中晩かんが生産予想がなつておるわけでございます。そういうこととあわせまして、アメリカのオレンジ、グレープと日本の中晩かんが二月以降に競合するというのは事実でございますから、非常な脅威を感じておるわけでございます。

て、みんなで具体的に私は問題提起して考えてもらいたいと思う。みんなに宣伝するのはどうだと、母親教育し直すのはどういふふうな教育の場で訴えたいのかとか、私なりにこれを読ませていただいたいて、こうやったらいいなと思つたんですけれども、先生が具体的に御意見をどういふふう

○小笠原貞子君 それじゃ、最後に北川参考人にお伺いしたいと思います。

先生がお出しになりました「果実日本」の去年の二月号でして下さるか、「危機に直面している日本の果樹園芸への提言」というのを読ませていただきました。きょうの話を伺いまして、大変おもしろいな言つたら失礼だけれども、今までの盲点をついておるな。日本人の果実観が、菓子と果実を同一視している。果実は自然食品であるという点ですね、そういうふうなことを認識させることが大切だというふうに書いてありまして、私もなかなかおもしろい点をお考えになつたなと思つた。先ほどから伺いまして大体わかりましたけれども、時間の関係があつたから、もっとおっしゃりたいことがあつたら、大変私も興味を持っていますのでお伺いしたい。

○参考人(北川博敏君) 私そういう話を生産者の講演会その他でよくするんですけども、先生、それをテレビでしゃべつて下さい、新聞に書いて下さいとか、そういう意見が多いんです。私もできるだけそういうふうな努めているんですけども、マスコミは何か大きな事件がありましたらそういうことには一生懸命になつてくれますけれども、なかなか私のそういう話に飛びついてくれません。やはり生産者が一人一人の努力が必要だと思つて。私はよく言っているんですけども、日本の果物の生産者は果樹屋さんに持つていくべきじゃないかと。スーパーとか八百屋は果物も売っていますけれども、ほかの物も売っているんです。果物、それは売れたらいいんです。ほかの物もあるんです。果物屋は果物専業で、これはもう生産者の利益と全く一致するわけですね。

それからもう一点は、先生おっしゃつたとおりなんです。私なんかは母親の立場で子供を見ますと、もう世間のお母さんというのは子供が欲しいと言つてないのにソフトクリームを食べさせたり、子供が欲しいと言つてないのに親がみんな食べさせちゃつて、子供の教育の前に今母親教育をしなきゃならないなと、つくづくそう思つておるんですよ。

そういう意味で、果物屋の組合、私でできることは結局しゃべるか書くかということだと思つて、毎月「果物月報」という果物屋さんの組合の雑誌があるんですけども、この間原稿を書いて、ちやうど百回になつたんです。これはもう初めから原稿料は一切もらいませんというところで、「果実日本」からはいただきましたけれども、そ

うの意味で、健康のために、やっぱこれを本格的に教育の中でもそういう課題というものを入れる必要があるんじゃないか。テレビなんかを利用するといつても、これはお金がかかりますけれども、やっぱさつきおっしゃつたように、各生産団体ごとではなくつてというの、大変私いい御意見だと思つたんです。そういうミカンの問題について、どう消費を拡大するかという立場に立つ

ちうの方は無料で書いておるんです。やはりそういうところをやつて、口コミです、もちろんやっぱお金が一番大事です。お金をかけてテレビで宣伝すれば、それはうんと伸びると思つたんですけども、まあできない。そういうことを、こういう法律ができた機会に、果物に關係している全

部が集まりまして、よく相談して、どうやったらいいかということをやって伸ばしていったら、それは結局国民の健康のためにもなるのだからと思います。

○喜屋武眞榮君 最後でございます。それぞれの権威あられるお立場からの御見解を承りまして、大変いい勉強になりました。ありがとうございます。

それで、御礼の気持ちを込めて、まず進め方でございますが、五名の方に最初に私がお聞きしたい問題を提示したいと思ひます、その方が時間の関係から大変よろしいかと私判断いたしておりますので。

それで、まず中村参考人に対してお尋ねしたいことは、冒頭に今度のこの改正法案は我々の要望が盛り込まれておる、大変うれしなことであると、この強調されましたね。その要望はたくさんあると思いますが、一番どの内容をうれしと思ひていらっしゃるのですか。その点一つ。

次に、もう一点です。季節と果樹の問題という立場から、このごろ花卉園芸も、私沖繩でございますが、菊とかユリというものはもう季節感がなくなっているんですね。年じゅう花がある。そのことを考えた場合に、果物もこの季節をずらすことによって、いわゆる需給の調整がいくのではないかと、これも私考えるわけでありまして。そういった点からの御見解、また実際にやっておられるかどうかですね。この二点。

次に、後藤参考人に対しては、お話の中で地方が大変減退しておるといってお話ございましたが、すね。では、その減退した地方を増進するためにどうすればよろしいか、どのようなことを考えていらっしゃるのかというところが第一点。

第二点は、生産と需給のバランスを図るという、このことはどなたも強調しておられた一つであります。その生産と需給のバランスを図るにはどうすればよろしいのであろうかという御見解を、もう一遍お聞きしたいと思ひます。

次に、中川参考人に対しては、こういうことを

述べておられます。ある時期には非常に過剰制限をするためにミカンの木を切り倒した、あるいは減反をしたと、こういうお話がございましたね。その話と関連されて、減反をしてはかの品目に切りかざるを得なかったというお話がございました。そのほかの品目というのは、どういふものに切りかえられたのであろうか。そして、切りかえられたその品目は今どのようになっているのであろうか。その点、お聞きしたいと思ひます。

次に、竹内参考人に対しては、缶詰のミカンの果汁のお話がございましたが、そのミカン缶詰の中で果汁と粒々がございまして、粒々缶詰。そのミカン缶詰と粒缶詰と二つを比べた場合に、このメリットとデメリットについてお聞きしたいんです。

次に、北川参考人に対してお聞きしたいことは、病害虫と薬品公害の点で、これはどなたも触れてくださるなかつたんですが、病害虫と薬品公害の問題ですね。ミカンの場合、あるいはリンゴも含めても結構であります。農薬その他の病害虫駆除に関連して公害との関係ですね。それはどうあるだろうかという点であります。

そして、これは私の希望であります。北川参考人に対してはありますが、お話の中で果物を嗜好品から生活必需品というお言葉がございました。これはどなたも触れておられたんですが、それで私その点からぜひひとつ、今国を挙げて日本型食生活の定着ということが大きなスローガンになっておりますが、そういう大きなスローガンに向けて、この果物を嗜好品からいかにして生活必需品に結びつけていくかということが非常に大事なことであると思ひます。そのことについて、今さつき小笠原委員からも触れられましたが、ぜひひとつこれを果たせる方向に今後力を入れていただきたい、私も全力を挙げてまた学びたいと思っております。

以上、申し上げまして、それぞれの皆さんのお答えをお願いしたいと思ひます。

○委員長(北修二君) 各参考人をお願いいたします。

時間がもう十分以内ですから、お一人二分以内でひとつお答えをお願いします。

○参考人(中村嘉一君) 再々申しておりますが、過去の果振法が物を進める、起す、そこだけに焦点が絞られておった。でも今日まで来ますと、生産調整、需給のバランス、そのことが最重要になってまいりました。そこに思いをいたして、この法案をつくっていただいた、そこに限りない感謝をしている、こういうふうに御理解をちょうだいしたいと思ひます。

さて、季節のしゅんの果物の問題ですが、現行の中で消費は一定の時期にはなかなか消費し切れませんものから、かなり期間を早めております。ブドウを例にしますと、おむね八月から十月までがブドウのしゅんでございまして、今はほとんど五月から出荷が始まるようにして消費を調整しておるといふ現状でございまして、以上でございます。

○参考人(後藤松太郎君) 地方の回復でございますが、これについては土づくり運動というのを現在やっております。とかく化学肥料だけで上りますと、これは地方が失われる。そこで、やはり有機質肥料をたくさんやるという必要、それには相当の労力が必要になります。やはりミカンの果実の生産という仕事は安定した職業であるというふうにいえますれば、それぞれの生産者も一生懸命にそれに労力をつぎ込むであろうと思ひます。したがって、果樹農業というのは安定がまず第一に必要であらうと思っております。

それから需給のバランスでございますが、計画が正確であれば、それに信頼を置いて皆が生産をし需給も安定するものであらうと思ひます。したがって、学者も大勢動員してことしの需給の今予測をやっておりますが、その成果に期待をいたしておる次第でございます。

○参考人(中川求君) 減反品目の中で中晩かんでございすけれども、主にネーブル、伊予カン、清見、こういったものが多く改植の中に入っておりますけれども、アマナツ、ハッサクはもう

五十四年度までに相当の作付がありましたからこの改植事業の中ではわずかでございす。それで、やはりオレンジ系の赤いものが高く売れるというところで農家ではそういうものに接いでおりますけれども、最近ではマロコット、アンコールという品種がハウスの中でつくられつつありますけれども、非常に高級果物として高く販売がされているのも実情でございす。

○参考人(竹内雅明君) 缶詰とさのうとの関係でございますけれども、缶詰の場合は現在、今まで申し上げました数字は全部いゆるホール品といひますか、フアンシーといひますか、形の整ったいゆるJASの規格に合格したものの、輸出検査に合格をしたものを言っているわけでございす。そしてそれをつくる場合に、いゆる一つの粒の半分欠けたものとか、そういったような形がちょっと崩れているものなどは、全部これはブローックンという形で今までは製品に詰めておったわけですが、それを今の飲料缶、さのうの場合は飲料缶の原料になっておりますけれども、それを飲料缶の原料であるさのうの方に現在回しておるといふことで、非常に缶詰の多様化ということが今できておりますので、その点では非常にプラスになっております。大体五十八年度はさのうに使われた原料が約六万トンございす。それから本年の場合は約五万トンぐらいいさのうに使われております。そういった関係でございす。

以上でございます。

○参考人(北川博敏君) 日本は雨がたくさんあるものですから、どうしても虫や病気が多くて農業がある程度要るのですが、その農業もいろんな分析技術がどんどん発達しております、これはやはり専門家でありまして厚生省の方にそういう判断を仰がねばならないと思ひます。ただ、私は一つはマスコミが騒ぎ過ぎることも影響されているのじゃないかと思ひます。例えば野菜の方は皮をむいて食べないわけですから、農薬がついていたら野菜の方がむしろ直接入るのですけ

れども、消費者は果物とすぐ農薬を結びつける。それは一つは、マスコミのそういう騒ぎ過ぎがすぐ果物に結びつける。それが消費の減退の一因でもあるのじゃないかと思ひます。そして、たまたま一つ、やはり農村が混住化しているものですか、農薬を散布しますとほかの家のことが問題になるのですね。そういう意味でも農薬も非常にだんだん厳しくなっておりますし、これはほとんどそういう方向に向かうべきだと思ひます。

それと、消費の増大の方はおっしゃるとおりで、私はやはり母親に対する教育、それが一番大事だろふと思ひます。

以上です。

○委員長(北修二君) 以上をもちまして参考人の方々に対する質疑を終わります。

参考人の方々に一言御礼を申し上げます。

本日は、皆様におかれましては御多忙中にもかかわらず当委員会に御出席をいただきまして、大変貴重な御意見を述べていただきましたことにありがとうございます。当委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時二十七分散会

三月二十六日本委員会に左の案件が付託された。
(予備審査のための付託は三月二十一日)

一、山村振興法の一部を改正する法律案(衆)